

平成25年第5回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成25年12月16日（月曜日）

議事日程（第5号）

平成25年12月16日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
10番	金田淳一君	11番	浜田正敏君
12番	中川隆一君	13番	中村良夫君
14番	村川四郎君	15番	佐藤孝君
16番	金光英晴君	17番	猪股文彦君
18番	金子克己君	19番	根岸勇雄君
20番	近藤和義君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

9番 大澤祐治郎君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	大橋幸喜君
行政改革長	清水忠雄君	世界遺産長	石山勉君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興長	藤原淳君
交通政策長	渡邊裕次君	市民生活長	川上達也君

税 務 課 長	原	田	道	夫	君	環 境 対 策 長	名	畑	匡	章	君
社 会 福 祉 長	笠	井		寛	君	高 齢 福 祉 長	佐	藤	一	郎	君
農 林 水 産 長	渡	辺	竜	五	君	観 光 振 興 長	濱	野	利	夫	君
産 業 振 興 長	羽	生		靖	君	建 設 課 長	金	田	一	則	君
上 下 水 道 長	和	倉	永	久	君	学 校 教 育 長	吉	田		泉	君
社 会 教 育 長	小	林	泰	英	君	両 津 病 院 長	塚	本	寿	一	君
監 査 委 員 長	島	川		昭	君	農 業 委 員 会 長	長		敏	宏	君
消 防 長	深	野	俊	之	君	危 機 管 理 幹	本	間		聡	君
庁 舎 整 備 幹	鈴	木	一	郎	君						

事務局職員出席者

事務局次長	中	川	雅	史	君	議 事 調 査 長	齋	藤	壮	一	君
庶 務 係 長	本	間	一	夫	君	議 事 調 査 係	太	田	一	人	君

平成25年第5回（12月）定例会 一般質問通告表（12月16日）

順	質 問 事 項	質 問 者
13	1 男女共同参画推進について (1) 計画の進捗状況について (2) 市職員の育児休暇及び介護休暇の取得状況と女性管理職の割合について (3) 女性相談窓口について 2 佐渡ジオパークについて 日本認定を受け、次に世界認定を目指すにあたり今後の課題は何か。また、その取り組みについて 3 図書館の充実について (1) 中央図書館の充実にかかる計画の進捗状況について (2) 教育委員会の図書館に関する勉強会について 4 補助金・負担金交付に関する手続きについて (1) 補助金等交付規則について (2) 国の事業である「ふるさと文化再興事業」の経過について (3) 相川におけるやわらぎ、春駒の事業にかかる交付金の経過について (4) 検査員制度について	荒 井 眞 理
14	1 市町村合併10年目以降についての甲斐市政の政治姿勢及び認識について (1) 自公、安倍政権の政治で地域がよくなると考えているか (2) T P P、原発推進、経済政策と社会保障改革をどう捉えているか 2 市民の期待にこたえる「将来ビジョン」になっているか (1) これまでの「基本構想」（総合計画）に代わる最上位計画といえるのか (2) 市民や地域の切実な課題を解決し、市民とともに希望ある佐渡市を目指す計画とすべきではないのか。また、市長が評価している書籍（里山資本主義）の方向を基本とした「まちづくり」を進めるべきではないか (3) 支所や行政サービスセンターを地域のために残すと方向転換した中で、本庁舎増設を決断した最大の根拠は何か (4) 市長の私的諮問機関である官民協働委員会の委員自らが、政策方向を決め、市の予算を受取ることには問題はないか 3 いじめ防止法施行等に伴う教育の方向性について (1) いじめ防止法施行に伴う来年度からの対応について (2) 全国学力テスト結果公表についての考えは (3) 佐渡市の教育についてのビジョンは何か 4 図書館再編計画について (1) 中央図書館建設の検討はどうなったのか (2) 再編計画は、来年度どのようなになるのか	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
14	5 流域下水道移管問題について (1) 移管問題は進展したのか (2) この問題の原因は、どこにあったのか 6 トキと暮らす島生物多様性佐渡戦略について 平成24年に策定・公表したトキと暮らす島生物多様性佐渡戦略では、90年後の2100年を目標年度に「知る、守る、使う」を施策展開の基本目標としているが、まずは中山間地域の耕作放棄地等の対策が急務ではないか。また、この戦略の具体的計画は何か	中 川 直 美
15	1 中国の防空識別圏に対する市長見解 2 財政計画見直し概要と行政改革、新庁舎建設用地早期確定の必要性 3 税・使用料等の大口滞納と不納欠損に対する具体的対策 4 農林水産業政策 (1) 米政策の見直し内容と本市農業に与える影響 (2) 「人・農地プラン」の目的と周知、普及状況 (3) 籾殻の固形燃料及び育苗マット生産の進捗状況と市の支援体制 (4) 「ペレット・薪ストーブ及び薪の購入補助金」の市民への周知と対応 (5) 銀鮭養殖モデル事業及び離島流通効率化事業（ビッグフィッシャー）の実績と課題 5 レジ袋ゼロ運動推進委託料の支出は適正か 6 赤い羽根共同募金の集金方法と使途 7 入院90日ルール of 目的と課題 8 準市民の特典を持った市民のチェック体制	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたします。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。きょうは、大きく4つの分野についてお伺いいたします。

まず冒頭に、男女共同参画推進の取り組みについてお尋ねいたします。1点目は、今年度から担当課が総合政策課にかかりました。その後の男女共同参画計画の進捗状況はどうなっていますか。あわせて昨年保育園の生活発表での男女別発表を例に挙げさせていただきましたが、本年度はどのような実施状況でしょうか。

2点目に、この計画の推進状況を把握する一端として、市職員の育児休暇または育児休業、介護休暇または介護休業の取得状況、市職員に占める女性管理職の割合について、あれば目標、そして実績をお尋ねいたします。

3点目に、市の女性相談窓口が昨年12月に私が一般質問するまでほとんど知られていない状態でしたが、必要な女性たちに周知されるためにこの1年でどのような努力を重ねてこられ、利用者の変化があったかどうかなどお聞かせください。

次に、佐渡ジオパークについてのお尋ねです。佐渡ジオパーク推進の取り組みが実を結び、9月24日に日本認定を受けられたことをお喜び申し上げます。日本中から佐渡といえと言われる話題が1つふえたわけです。私もジオパーク推進室ができる前から佐渡のジオサイトには大変楽しませてもらい、地域活性化の一助としても深い関心を持ち、行く行くは世界認定を受けられるのではと夢を持ち続けています。しかし、ジオパークという価値が新しいだけに、これが何であるのか理解する機会を持っていない市民が多くいることも実際のところだと思います。どんなに佐渡の大地がすばらしくても佐渡市民がその価値を知らなければ、あと2年で世界ジオパーク認定のために準備を進めていくのは難しいのではと危惧されます。今後市民と行政の両輪で進めていくことが求められていますが、今現在の活動をどう評価し、どのような課題を持ち、どのような取り組みの計画を持っておられるのかお聞かせください。

3つ目として、図書館の充実についてお伺いいたします。教育委員会は、ことしの1月終わりに図書館の1館9室案を市民に打ち出し、それ以来多くの市民が中央図書館拡充のための地域図書館、図書室の縮小計画は要らないと子供からお年寄りまでが異口同音に自分の言葉で反対の意見や質問の声を上げるという一幕がありました。11月に議会内で私も所属する新市建設計画等特別委員会の審議の中では、中央図書館については増築も新築もないというようなことを聞きました。多くの市民は、まだこのことを知らされていません。中央図書館の充実に係る建設計画はどうなったのでしょうか。また、状況が変わったとし

たら、今後の案はどのように考えておられますか。

9月議会の私の質問に対し、教育長は教育委員会で図書館に関する勉強会を開くと自ら答弁されましたが、これはどのように実施されたのでしょうか。

最後に、補助金、負担金交付に関する手続についてご質問いたします。ことしの3月から真面目な市民や子供たちが図書館のささやかな予算を削らないでほしいと、あちこちから真剣にお願いをしても、佐渡市はお金がないの一点張りでした。しかし、市は一見今後の財政難をどのように乗り越えていこうかと頭を悩ませているように見せながら、市の補助金、負担金のチェックが甘いために公金が湯水のごとくいいかげんに使われていると疑われる事実があちこちから発覚してきました。ちょうど先週の土曜日、朝日新聞に佐渡の伝統芸能保存実行委員会が昨年度企画書もつくらず、金額の根拠もなく227万2,000円を任意団体に対してVTR作成の発注を行ったという問題の記事が載りました。私の一般質問では、この問題を中心に補助金、負担金についてお伺いいたします。きょうは、真面目な市民、とりわけ大人たちを信じてくれている子供たちに納得のいく説明をお聞かせ願います。

この補助金、負担金に関する質問の1点目は、佐渡市の補助金等交付規則は十分に機能しているのでしょうか。手続は形式的に流れ、市からの補助金、負担金などが不正に受給される傾向はあるのではないのでしょうか。

2点目、10年ほど前にさかのぼりますが、平成13年から15年度までの3カ年にわたる文化庁の補助事業であるふるさと文化再興事業では、旧相川町教育委員会が所管のやわらぎ、相川の春駒の伝統芸能継承事業に300万円の補助金が使われました。この事業は、その後どのように生かされているのでしょうか。その経過についてご説明願います。

3点目に、さきに触れました金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会による相川におけるやわらぎ、春駒の事業に係る負担金の経過についてお伺いします。公益財団法人東日本鉄道文化財団と佐渡市から合わせて400万円が1年間に助成、補助されるという事業ですが、この実行委員会による事業は適正に実施されてきたのでしょうか、ご説明願います。

最後に、補助金、負担金が適正に使用されたかどうかをどのようにチェックするのか。佐渡市には検査員制度があるはずですが、どのように機能してきたのかご説明ください。

これで1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、荒井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の男女共同社会参画の推進の問題についてでございます。現在の男女共同社会参画の取り組み状況についてでございますけれども、相談窓口の案内や、あるいはこの参画を促進するためのいわゆる従来の啓発活動というものをやってきたわけでございますけれども、家庭における男女平等意識の促進にスポットを当てまして、男女がともに家事、育児、介護、こういうものを学ぶ機会として本年度は子育てパパ向けワークショップ、こういうようなものも開催をしてきたところでございます。さらに準備を進めているわけでございますけれども、今の参画計画というものが26年と、こういうことでございますので、

来年度は本格的な計画策定に向けた準備として市民の意識調査というものを行っていきたいと思っております。正直なところ、まだまだ市民には私どものまだPRも足りないわけでありますけれども、この意識というのは弱いことも事実でございますので、その辺の意識調査を図っていくということでございます。

それから、いわゆる今度総合政策課のほうにこの所管を移したわけでございますが、この総合政策に移ったことによって具体的に何が変わったということよりも、庁内においてそれぞれの課が意識ができてきたということでございます。これがやっぱり一番大きな私は効果だと思っておりますし、今後は職員組合の方々とも一緒にになりながら、これの徹底を図っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

なお、保育園の問題につきましては社会福祉課長のほうから報告をさせます。

それから、市の職員の育児休業、介護休暇の取り組み状況、それから女性の管理職の割合と、こういうことでございます。平成24年度中に育児休業を新たに取得した職員の数には21名でございます。介護休暇を取得した職員数は1人でありまして、いずれも女性職員であります。前年と比較をいたしますと、育児休業取得者は2名、介護休暇を取得した者は1名の減少となっているところでございます。また、各休暇などにつきましては庁内のLAN等を利用いたしまして、職員に周知をしているところでございますが、例えば職員組合等が行う勉強会、そういうような機会を通じながら、今後さらに周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、管理職についてでございますが、平成25年度の女性登用率は5.1%で、昨年よりも0.6%アップをいたしております。参考まででございますけれども、保育園長等を含めた女性の登用率、いわゆる課長補佐級以上の女性登用率は24.9%、こういうことでございます。管理職の登用に当たりましては、性別とか勤務年数とかにはとらわれておりませんけれども、しかしその反面、長期的な視野に立ちまして、実績や能力に加え、使命感を持って積極的に取り組んでいるかどうかを中心に適正に評価をすること、これが一つの基本だと思っておりますので、今後ともそれに従って登用を図ってまいりたいと思っております。

次に、女性の相談窓口の問題であります。女性に対するDV行為は、重大な人権侵害というものでありまして、市といたしましては本年2月から4月にかけて、社会福祉課に設置されているDV相談窓口についてCNSの放送により市民の方々に周知を図ったところでございますし、行政の窓口にも県の専門機関への連絡先が掲載されているカード等を設置をいたしましたところであります。これらの周知によりまして、数件の相談があったわけございまして、現在までに8件の相談対応を行っているところでございます。相談の担当者につきましては、新潟県の対応マニュアルに準じまして、かつ県の指導を受けた上で警察、弁護士などの関係機関と連携を図りながら、相談される方々の安全確保、プライバシーに配慮した面接対応等を行っているところでございます。今後は、法律によって女性が守られているのだということ、またDV被害から回避する手段があるのだということをいろいろな会合や機会を通じながら周知徹底をしていくということでございます。

ジオパークの問題であります。実は、私自身も佐渡のジオパークの推進協議会の会長をやっておるわけございまして、そういう意味では今回の、9月24日でございますが、日本ジオパークに登録をされまして、いわゆるこれからの第一歩を踏み出したわけでございますので、本当に喜んでいるところでございます。ただ、このジオパークというのはなかなか聞きなれない言葉でございまして、大地の公園なんてい

うようなことも直訳をされているわけでございますけれども、私はこのジオパークというものがいわゆる単なる岩石とか、そういうものではなくて、そこに存在をする全ての活動がこのジオパークを原点として行われているのだということでございますので、そういう意味ではこのジオパークというものに対しての内容をPRをしている、そのことはしているのですけれども、まだまだ足りないということも事実だと思っています。特にこれから佐渡がこのジオパークというものを活用して活性化を図っていくためには、私は一番大きな問題は佐渡における認知度であると思っております。この認知度というものが島内において高まっていくことによりまして、それぞれの方々が、あ、ジオパークというのはこういう狙いで、こういうものがある、こう活用していかなければならないなというものがお一人お一人考えられるわけであります。そのためには、いろんなところとの交流を図っていかなければならないというふうに考えております。例えば私が今会長として考えているものは、今ほど申し上げましたように、ジオパークというものが単独ではない、つまりジアスの問題があったり、金銀山の世界遺産というものもあるのですが、これのやっぱり土台となるものが私はジオパークだというふうに考えております。したがって、この意味をやっぱり幅広くいろんな場面を通じてお伝えをしていくということでございますし、もう一つはそういう意味からしまして、世界遺産の問題あるいはジアス、こういうものをいわゆるボランティアガイド等と、あるいは研修もやっているわけでございますので、そういうところで一体的にこのジオパークというものを進めていくと、そういうことでこの輪を広げていくということが大事であるというふうに考えているところでございます。もう一点は、佐渡のジオパークについては、はっきり申し上げまして、素人受けといたしますか、私どものような素人が考えた場合に、ぽっと浮かぶものがないというのが実態でございます。これは、やっぱりつくっていかなければならないし、これはいわゆる生物多様性の里山があり、もう一つはトキがあり、もう一つは金銀と、これをどうジオパークに結びつけていくかということが非常に重要であると。そういう意味では、そういうものを使った案内をする。そして、皆さんから歩いていただくようなコースというものもこれから考えていかなければならないというふうに考えております。

次に、図書館でございますが、図書館の充実については教育委員会から報告をさせます。

補助金の問題です。今回補助金につきましては、いろんなところからご指摘をいただいていること、これは真摯に受けとめて、これから改めていかなければならないと思っております。補助金等交付規則及び各事業の交付要綱などに基づいて予算執行するということは当然でございますが、私自身見てみますと、議員からもご指摘があるわけございまして、佐渡市になって10年たったわけでありましたが、本来は違ってはならないわけでありすけれども、それぞれ過去の10カ市町村のものが残っているような部分あるいは整合性がとれないようなところもちょっと見られるわけでございますので、今後は交付規則等も含めまして、早急にこれを見直していかなければならないというふうに考えているところでございます。見直すことによって、それぞれ職員もそのところを新たに受けとめられるということでございますので、これは早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、ふるさと文化再興事業、これにつきましては教育委員会が所管していましたので、教育委員会から報告を申し上げます。

次に、相川におけるやわらぎ、春駒の事業に係る交付金の経過ということでございます。平成24年度の公益財団法人東日本鉄道文化財団からの財政支援を契機に、相川地区においてやわらぎ、春駒などを継承

していこうという住民が中心となって実行委員会が結成され、活動が行われているものであります。私どもとしては、地域でこうした取り組みが、いわゆる地域の活性化も含めまして、世界遺産登録への一助になるものと考えて負担金を交付をしたということでございます。我々は、市から出るものが実行委員会のほうに負担金を交付しているわけでございますので、その事業の経過について世界遺産推進課長より説明をさせます。

もう一つその補助金に関しての検査員制度でございます。いわゆる検査員制度というものがございしますが、これはハードの工事でございます。工事であれば専門の検査員などによる一括検査というものが必要でもあり、またこれが可能であるわけでございますけれども、それ以外の特にソフト等の補助金等につきましては補助の目的とか補助の対象事業の内容等が違うというようなこともありまして、それぞれの所管が十分にその目的等について熟知をしていなければならないわけであります。したがって、これを一括やるということではなくて、やっぱりそれぞれの課の、あるいは所管の中でやっていかなければならないし、今ほども私も申し上げましたけれども、これについては補助金の交付規則等々まで入り込んで、それが本当に適正であるのかどうかということについて再度精査をさせていただきたいと思っています。これは、佐渡市の中ではなかなかできません。できないものであるものですから、実は今県のほうの市町村課なりと今相談をいたしているわけでありますが、そこと相談をしながら、これが適正であるのかどうかということについて、県の専門の部署がございしますので、そこと相談をさせていただいて、これを徹底的にやってまいるということでございますので、ぜひご理解をいただきたいし、今回のご指摘をいただいたことを契機にして新たに出発をするということを考えているわけでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。それでは、荒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、図書館の進捗状況という件についてでございますが、中央図書館の整備については増築することとして新市建設計画に記載されていますが、今回の新庁舎建設と基本構想策定に当たり、合築が可能かどうかということで関係各課と協議をしました。中央図書館整備計画の必要性について、私たちのほうが十分ちょっと説明がし切れませんでした。そのために今回の庁舎建築計画の工程に間に合わないというように判断をいたしまして、今後は増築もしくは新築もしくは既存の建物の活用等を視野に入れてもう一度検討する必要があると、そのように考えております。

それから次に、図書館に関する勉強会ということについてでございますが、図書館の整備方針を検討するに当たり、教育委員の皆様方それぞれお仕事等も持っているわけですので、個々に図書館や図書室の視察に行ったり、それからもう一点は月例の定例の教育委員会を開催する1時間ぐらい前とかに集まっていたしまして、事務局から現在の図書館の状況の把握や制度及び今後の方向性について説明を受けたり、情報の共有を図るとともに意見交換を行ったという、そういうことで少しずつ勉強をさせてもらっております。

それから次に、ふるさと文化再興事業の件でございます。このふるさと文化再興事業というのは、一島一市になる前の平成13年度から15年度にかけて文化庁からの委嘱事業として実施された伝統文化の保存支援事業です。佐渡に伝わる人形芝居や田遊び神事、能楽、春駒、水上輪製作技術などの伝統芸能や技術

を対象とし、県教育委員会の指導により合併前の10カ市町村で実行委員会を組織し、実施された事業です。事業内容としましては、後継者育成を目的とした伝承教室の開催、芸能等に必要な道具の整備、購入、記録保存のための映像記録作成のこの3本立てになっておりまして、実行委員会が文化庁の関係団体である財団法人伝統文化活性化国民協会から援助金交付を受けて行われたというようになっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 石山世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 補足説明いたします。

議員ご指摘の事業につきましてですけれども、平成24年度におきましては先ほど冒頭市長が申し上げましたとおり、相川地区の実行委員会におけるやわらぎなどの伝承活動事業に対して市から負担金を交付しております。実行委員会から市に対しまして、7月に当初申請、そして12月に変更申請、3月に実績報告書が提出されており、書類による審査で内容が確認できたものですから、決定通知書を通知しております。また、負担金の支払いについてでございますけれども、事業執行に当たりまして、佐渡市財務規則第92条に基づきまして、概算払いを行っておりますが、これにつきましては9月に実行委員会から請求を受け、10月に全額支払いをしております。

説明は以上になります。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） おはようございます。説明いたします。

議員のご質問の保育園の生活発表会におけるプログラムの内容でございますが、公立保育園の生活発表会での男女別の演目についての改善状況について報告いたします。結果としまして、昨年全体で359のうち98目の演目に男女別の演目がございましたが、今年度は全体346のうち59演目に改善されております。特にお遊戯演目の決定について、幾つかの音楽をみんなで聞いて園児の意思を尊重し、決定させていただきました。今後とも性別などによる固定的な意識を植えつけることのないように注意を払いながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井さんの2回目の質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） まず、男女共同参画の取り組みについて再質問いたします。

家庭にスポットを当てて今年度はいろいろワークショップなど開催したということで、主にやはり家庭の中が一番男女共同参画というのは難しく、しかも頻繁に起こっていて、かつ自ら毎日顔を合わせる人との間では、なかなか改善するのが難しい。全くここにスポットを当てるといことは的を射ているかなというふうに思います。これは、ぜひこの点はこれからもさらに強化していただきたいと思います。

そして、来年度で今現在の男女共同参画計画は一区切りになり、また新しくなります。市民意識調査というのは、この中には本当に今の状況がありありと出てきています。その中でも特に家庭の中での男女の関係というのが非常に難しいということも前は浮き上がってきましたので、ぜひともこれからまた市民意識調査を、市民の意識をまた上げるということをひとつ考えて実施していただきたいと思います。それは、具体的には一体何人の人にアンケートをとるのかという分母の数、このアンケートをとることそのも

のが一つの意識啓発になるかと思いますので、実施する際のケースを少し前回よりもふやすなどの取り組みをまたしていただければと思います。

それから、今保育園での生活発表の状況がどうなったかということをご報告いただきましたが、昨年が男女別発表が約100に対して今年度は約60と、ちょっと私はこの数字にはがっかりいたしました。なかなか現場がすぐには変わらないということはあると思います。担当の方が保育園にお電話をしてくださったようなこととかもお聞きしてはいますけれども、これはもうできるだけ早くゼロに近いところに目標を設定していただきたいと思います。その辺はどういうふうはこの数字を評価しておられるでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

やはりすぐにゼロにするのはなかなか難しいところあるかと思いますので、現場と相談しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この60をゼロにするのは難しいとはおっしゃいますが、何が難しいというふうにお感じになっておられますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） やはり子供さんに一応意見を聞いたりしておるところがありまして、どうしても子供さんがこういう男の子の部分のやつをやってみたいとか、女の子の部分をやってみたいというようなまた話があるみたいなことを聞いていますので、その辺がゼロにならない要因かと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） おおよそそういうことかなと思いましたが、自分たちが去年までやっていたこと、あるいはその上の学年の子たちがやっていたの見ていれば、希望を聞けばあれをやりたいというのは当然のことだと思います。もっと強いリーダーシップを持って保育の指針に合わせて、保育の現場は子供たちに聞いて、そして決めるではなくて、先生たちのほうで、保育士のほうでももう少しリーダーシップをとっていただきたいと思います。

それから、DVの相談窓口ですけれども、これはまだまだ佐渡島内で周知されていないのだというのが実感です。先ほど市長は、法によって女性が守られているということをもっと知らせたいとおっしゃれましたけれども、多くの女性が実は自分を守ってくれる法があるということを知らない、これが現状です。このことは、ただCNSや県のカードをあちこちにするということで女性相談窓口があると知っても、法によって自分が守られているということを知るにはなかなか至らないので、この点はまたさらに工夫をしていただきたいと思います。

済みません。足早で行きますが、ちょっと私にとって一番プレッシャーになっているものを先に質問させていただきたいと思いますが、次に補助金、負担金交付に関する手続についての再質問に入らせていただきます。同僚議員からのこの質問に対して市長は、ソフトの補助事業についてはこれから検査体制をつくると答弁されましたが、市長、皆さんに今お手元に配りました参考資料のナンバー11をごらんください。これは、南佐渡森林組合の雇用に係る平成13年からの3年間のソフト事業で起きた補助金の不正受給の全額返還を市が命令した事件でした。この矢印の25番で指しているのは、市の回答にあることだということ

をご存じでしたでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） この文書を見たのは、実はきょう初めてなのですが、これは多分検査員制度のことをおっしゃっているのだと思いますけれども、その検査員制度を設けてやるということについては承知はいたしておりました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 同僚議員からの答弁をしていただく以前に、既に実は平成16年度の段階で市は二度とこのようなことがないように検査体制の確立を取り決めたというふうにあります。このときの反省が生かされていれば、決算審査特別委員会で今ソフト事業のチェック体制が大きく問題視されることはなかったのではないかと、もっと未然に防げたのではないかと思います。その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは、何の言いわけもできないわけでありまして、当時私はおらなかったわけがありますけれども、これは当然のこととございまして、これは日々これからも徹底していかなければならないし、今現在荒井議員のほうからこういう問題をご指摘をいただいているということについては真摯に反省をして、私自身も心を入れかえてこれから徹底してやっていきたい。先ほど申し上げましたけれども、県のほうとちょっと調整もして、どうしたらいいのかということをやりたいと、これも既に連絡は取り合っておりますので。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） さきの朝日新聞の記事に出ました金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会のことについてお尋ねいたします。

この構成団体は、どことどこどこですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実行委員会の会長につきましては、地元の任意団体の代表の方でございます。それから、副会長はJ R 東日本新潟支社、そして佐渡市世界遺産推進課、あと地元の団体の方、それから委員が、ちょっと正確にはあれですが、10以上の地元の団体を中心に入っております、あとは監事という形で委員が構成されております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡市は、その役員のどのポストを担っていますか。皆さん答弁をよく聞いておいってください。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

世界遺産推進課長が副会長、それから世界遺産推進課の課長補佐が監事ということでメンバーに入っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 事務局は2団体が担っていると聞いていますが、地元団体はどれとどれでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

事務局につきましては、ＪＲ東日本新潟支社と、あと地元のＮＰＯ法人ということで構成されております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今年度のこの実行委員会の補助金交付申請はどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今年度の市への負担金の交付申請については、現在まだ提出されておられません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今年度は、あと何カ月あるでしょうか。一体事業はどうなっているのですか。補助金交付申請がされていない理由をどのように聞いておられますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今年度の事業につきましては、9月の段階で1度実行委員会を開催しまして、大きな方針は決めたところでございます。その後、実際に、特に映像記録の部分でございすけれども、業者の選定に当たりまして、今年度につきましては仕様書と、あと相見積もりをとるという関係でその作業を今行っておるところでございまして、今後早急に実行委員会を開いた上で今年度の事業に入ると、今そういう段取りで進んでおるところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません。ちょっと交付金申請をだからしないというふう聞こえなかったのですが、もう一度その点明らかにしていただけますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今ほどご説明しましたように、実行委員会を開催して今年度の詳細な事業内容を決めた上で申請が出されると、そういう今状況になっています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次に、相川ふるさと文化再興事業について再び質問させていただきます。

去る11月29日に公金を考える市民委員会という市民団体が佐渡市補助事業等交付などに係る要請書を佐渡市に提出し、12月10日付で回答いただいたものを私も見させていただきました。回答は、残念ながらほ

とんどゼロ回答に等しいものでしたが、平成15年に相川ふるさと文化再興事業のためにやわらぎと春駒にそれぞれ70万円ずつかけてつくった衣装、道具が合わせて140万円分あるはずです。それらは、誰がどこに管理していますか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

私どもで把握している中では、衣装についてはやわらぎ保存会のほうで21万円、春駒保存会のほうで33万円ですので、合計で54万円程度というふうに把握しております。これは、10年以上前のものですので、詳細な資料は出ておりませんが、当時の担当にお話を聞いて、そういうふうに確認をしております。ですから、7万円ずつ衣装購入に使ったという記録は私どもでは把握しておりません。それらについては活用することをお願いをして、最低5年間はしっかり管理をしてくださいよということをお願いしておりますので、それらの団体で活用されているものと思いますが、現在この団体がどのような活動しているかというところまでは把握しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） こういう衣装とかなんとか、道具というのは、そんな毎日着るようなものではないので、そう廃れるものではないと思うのです。ところが、さきの市民団体の回答に対しては、今これらどこにあるかわからないというふうに回答されました。国から10割もの補助金をもらって買ったものを相川町から佐渡市がきちんと引き継いでいれば、今回改めてこの実行委員会がやわらぎの衣装を購入するということも、もしかしたらなかったのではないかと思います。なぜこのふるさと文化再興事業で購入したものがいないということを徹底的に調査しないのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

これらの事業については、複数人の指導者の方々がかわっておりまして、その方々が現在それぞれまた別の団体で活動しております。当時申請をしたときの団体とまた別の団体でそれぞれが活動しておりますので、その団体の中で活用されているものというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 10割で文化庁から買わせていただいたものが個人の手に渡っているような説明を聞いて、非常にずさんだなというふうに思いました。

では、このやわらぎのために実行委員会が今回購入した合計166万の衣装や道具類は今どこに保管されていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

現在事務局の関係者の所有する施設に保管されているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、法的にはどういう状態の建物でしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

法的な状態がどうなっているかということについては承知しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 倒産して競売にかけられたと言われているホテルの建物に保管されているというふうに把握しております。それは間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

ホテルに保管されております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、そのホテルの名前は何ですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 説明いたします。

ホテルさどやというふうに伺っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そのように倒産した、競売にかけられたようなところは法的に適切な場所、そこに保管されているというふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

衣装類、道具類等については、将来的にはいわゆる相川の京町通り等で展示するというような考えもあるようでございますけれども、現時点ではまだそこまで具体化しておりませんので、一時的という言い方は正しいかどうかあれですけれども、今そういう状態で保管しているということになっているというふうに伺っています。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 競売にかけられている建物の中であって、管理しているのは一体誰なのですか、これは。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

事務局のほうで管理しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に法的に不適切な場所に保管されているということがよくわかりました。こういうところでまたこれらに166万もかけたものが紛失してしまうということに責任を感じませんか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

紛失等ないようにしっかり管理していくようにこれからも努めていきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、相川ふるさと文化再興事業についてもう一点お尋ねします。

平成16年1月29日に当時の相川町教育委員会と相川町長は県人権同和センターと部落解放同盟新潟県連合会の抗議要請文に対し、回答していますが、その中で春駒、やわらぎ後継者養成に当たり、指導者についてどのような謝罪をしていますか。また、その後の春駒、やわらぎの後継者育成について佐渡市にどのように引き継ぐと書かれていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） その件については把握しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 相川の3人の春駒、やわらぎの継承者の指導体制を整え、春駒、やわらぎの伝承保存に努めていきたいと。そして、公民館事業として取り組むと、こういうことをご存じないのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 謝罪したことについては承知しておりません。ただ、現在毎年相川地区で春駒の講座を地区公民館事業として取り組んでいる実態はございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ非常に重要な回答文書なのです。これは、もう本当に把握しておられないということは職務を真面目にやる気があるのかなというふうに思います。春駒ややわらぎをやっている人というのは、佐渡にそんなたくさんいるわけではないのです。この方々にかかわる文章なんて、そんなにたくさんありません。このことは、ぜひもう一度把握し直していただきたいと思います。

では、今現在この春駒ややわらぎの公民館事業はどのように展開されていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

相川地区公民館講座としまして、本年度は10回の計画で募集しました。実際応募は3名の方がございましたが、そのうち2名の方はベテランの方でしたので、講師の方とお話をしまして、現在8回の講座ということで実施をしました。実際は、1名の初めての方というか、初心者の方と講師の方との講座でございました。その講座は、全て今年度分については終了しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今は春駒についてのご説明でしたが、やわらぎの公民館事業はどうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

これは、相川小学校でやわらぎの学習について、今年度ですが、9月より学校から指導者に依頼をして学習を実施したというふうに聞いておりますが、先ほどのように講座はやっているという話は聞いておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この回答文には、どなたが正当なやわらぎ、春駒の継承者かということが書いてあ

ります。今回この3人の方の指導体制を中心に相川の伝統芸能保存事業を進められなかったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

平成24年度事業のやわらぎにつきましては、そのお三方の中のお一人の方を当初講師ということで予定して、考えて事業計画は立てておりましたが、年度の後半に至りまして、ご協力いただけないという結果になっております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、何がその正当な人に断られる理由だったというふうに理解しておられますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

いろいろとやりとりしている中で考え方の違いがあったのかと思いますけれども、正確にどの点が理由でご協力いただけないかというところについては、明確なものは今承知しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 真面目に伝統芸能を継承しようとしていないことから見抜かれてしまったからではないですか。

これから昨年の400万円の公金がこの実行委員会と佐渡市によってどのように扱われてきたかをではお尋ねしたいと思います。お手元の資料ナンバーの4をごらんください。実行委員会は、12月10日に事業変更承認申請を出していますが、この申請と承認には問題点がたくさん見受けられます。まず、事業変更の理由は何でしたか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

資料4の変更の理由、半ばにありますとおり、学校側との調整が難航したためというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 何が理由で難航したのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

その噴き出しにもあるかと思いますが、その芸能自体、神事ということで、宗教色があるのではないかとということで難しいというようなことで話を承ったというふうなことでその変更理由のところに上げられているものというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、このやわらぎには宗教色があると佐渡市は認めたということですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

書きぶりが少し強くなっておりますけれども、先ほど言いましたように、神事ということですので、宗教的な色合いがあるのではないかということで、ここに書いておりますとおり、学校側との調整が難航したというふうにこの理由に上がっているとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2 番（荒井眞理君） 済みません。それを佐渡市はこのやわらぎは宗教色があると認めたのですかというのが質問です。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

ここに書いてある繰り返しになりますけれども、宗教色のあるものだとはっきり書いてありますけれども、この変更申請を認めたということでございますので、宗教的な意味合いがあるのではないかとということとで認めたということになります。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2 番（荒井眞理君） それでは、宗教色のある事業に市は補助金を出せるのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

理由というところで、あくまでこれは変更する指導の回数を減らすということでその理由がそこに書いてあるもので、宗教色のあるものということが理由になっておりますけれども、あくまでこの変更につきましては今回指導の回数を減らすということを認めたものでございまして、直接宗教的なものに補助するか補助しないかということを当時明確に判断したかどうかということまでについては存じ上げておりません。

○2 番（荒井眞理君） 議長、答弁になっていません、今のは。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2 番（荒井眞理君） もう一回単純に聞きます。ほかの方が答えてくださってもいいのですが、宗教色のある事業に市は補助金を出せるのですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 憲法上出すことはできません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2 番（荒井眞理君） この辺は、この承認の理由が宗教色だということは、これを認めたというのは非常に問題であると思います。このことに関して、地元の相川の小中高校ではやわらぎは宗教色があると、それではそれぞれの学校はそういうふうに理解しているのでしょうか。先ほど小林課長もおっしゃっていましたが、ことし9月に相川小学校ではやわらぎの学習実施というのをしたのですけれども、これについて理解しておられますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今年度相川小学校においてやわらぎをやられたというような事実は、最近になりますけれども、そういう事実があったということ了解いたしました。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○２番（荒井真理君） 学校は、宗教色があるからといって難航している。しかし、そのやわらぎを自ら学習実施させる、これどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今年度の部分については、実際授業をやっておられるということは聞いております。去年の部分については、私どもはあくまで実行委員会側からの話ということでありまして、学校等については私どものほうから直接その理由等について聞いてはおりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○２番（荒井真理君） では、資料ナンバー４の矢印の６で示しているように、事実は中学校だけが宗教色があるのではないかと難色を示したのが事実なのです。小学校や高校は、そんなことは返事をしていません。しかし、実行委員会はいまだ宗教色があるというふうに学校が難航を示したと。これは、虚偽の承認ではないかというふうに疑われます。また、もし小中学校の授業の中でできないのであれば、何もこれは学校の授業の中でなくてもいいのではないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

議員がご指摘のとおり、どうしても学校でなくてもその団体が自らの努力といいますか、力によってその生徒さん集めてやるということ自体まで否定されているというふうには理解しておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○２番（荒井真理君） 今のは、申請の承認をしたのがおかしいということを自ら答弁しておられると、そのような認識はありますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今のは、あくまでできるか、できないかという判断のもとで言ったものでありまして、その当時の状況からして実際にできたか、できなかったかというのは、また少し別問題ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○２番（荒井真理君） 全く答弁になっていません。でも、さらにお聞きしますが、では児童生徒に指導できないから事業変更したい、これはわかるとして、なぜそれを理由に今度大人を対象にした指導者育成まで予算を削るという申請を承認したのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

その当時ですけれども、実際にはまだ先ほどお話ししましたように、講師の方といろいろやりとりしておったという状況でございますけれども、まだ明確に協力いただけるというような返事をいただいております。まだ努力を続けている最中でございますけれども、まだその可能性もあるということを念頭に入れて回数を減らしたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、実行委員会が示しているこの理由が宗教色というのは、これ虚偽の理由だということですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

それが全く虚偽であるというふうに考えておりません。ただ、議員ご指摘のような部分があったかどうかについては、またこれから鋭意すぐ確認したいと思いますし、繰り返しになりますけれども、その指導者とのやりとりというのは、かなり微妙な時期に来ておりまして、それまで明確に書ける状況ではなかったものですから、そのような含みを持たせて変更申請したというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと理解ができないのですが、講師の協力が得られないということで、なぜ宗教色を理由にして事業変更申請までしなければいけないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今ほど申し上げたとおりでございますけれども、その時点でいろいろやりとりしている中でまだ明確にご協力いただけるというような状況になっていなかったということでございますが、努力は続けますけれども、そのままの状況だと回数が実際できないという可能性もあるということで、そういうことも念頭に入れながら、さりながらもう一方で学校側からそう言われたというような、それはもう事実としてあるということなものですから、理由としては1つだけの理由で上がっているということで考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、ちょっと質問をかえますけれども、補助金等交付規則第12条には何と書かれていますか。また、それに従うと本来どうするべきだったとお考えですか、実行委員会に対して。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

補助金等交付規則第12条でございますけれども、「市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる」。第2項としまして、「市長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対

し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる」というふうに書いてございます。これに基づいて遂行すべきことを指示という議員の、つまり回数を減らすのではなくて、そのままやるように指示しろというご意見かと思えますけれども、そのとき、先ほど言いましたように、指導者とのまだやりとりが続いている中で回数どおりやれというところまで指示するまでには至らなかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） やわらぎは、宗教活動ではありません。児童生徒への指導は、実行委員会主催で学校外でもできます。大人向けの指導者育成は、事業変更の対象ではありません。したがって、申請計画どおりに遂行すること、変更ではなく申請どおりに遂行することと指示するべきだったのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

繰り返しになりますが、指導者との交渉がまだうまくいっていないという中で、このまま協力が得られない場合は予定どおりの事業が遂行できなくなるということも十分考えられたということで、まだその段階で確定には至っておりませんが、回数を減らすことはやむを得なかったというふうに判断したというふうに考えています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 指導者は、この実行委員会がにせものだということを見抜いているので、協力はするはずがなかったのです。

では、次の質問しますけれども、この伝統継承事業の中心的事業は何でしょうか。資料ナンバー5を
ごらんください。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

あくまでその事業内容としましては、伝統芸能を保存継承していくということが目的でございますので、一番大事なものは指導者と後継者の育成、指導の部分、それに付随しますものとして、道具衣の製作あるいはその映像の記録、編集というような位置づけになるかというふうに捉えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうなのです。後継者の育成、指導者の育成というのが、これ実は中心なのです。

ところが、育成費はこの変更を承認したために6万8,000円の予算。しかし、VTRの作成費は227万2,000円に膨れ上がったのです。この偏りは間違っていないか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

この内容については、ここに記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、資料ナンバー12、一番最後のページに朝日新聞の記事をつけましたが、なぜ227万2,000円もかかるのか。誰によってこの金額の根拠を説明できるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

私どもが確認した内容でございますけれども、その記事にありますように、金額の根拠や実際の経費についてわからないと話すということでございましたけれども、これは当初計画を立てる段階で映像の部分が200万という数字が上がっております。これをどのような経緯でそのお金が決まったのかというような質問があったというふうに聞いております。その段階で実行委員会の会長につきましてはちょっと時間がなかったというようなこともあって即答できなかったものですから、わからないということで返事したということでございますけれども、それについては口頭ではありますけれども、確認をとった中で金額を設定していると。それから、その後実際事業を遂行するに当たって当初契約で200万、それから変更契約で227万2,000円ということで契約行為が行われておりますけれども、それにつきましてははいずれも見積書、1社随契みたいな形になっておりますけれども、その見積書に基づいた金額で契約しているということになっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） その見積書というのは、また後で見せていただけますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 今ちょっと手元にないので、また後ほどということでよろしく願いします。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、その見積もりがあるというのを初めて聞きましたし、ついおととい出たところに企画書も仕様書もないというので、ちょっと見積もりの存在というのは信じられないのですけれども、今出していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 繰り返しになりますけれども、正式に事前の業者の選定に当たって見積書、仕様書等はないということは確認できております。繰り返しになりますが、契約に当たって見積書等がありますので、では資料としてお出しします。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料要求がございまして、今資料が届きました。荒井さんには届けてありますので、準備ができれば全員皆さんに配ってください。

〔書記が資料を配布する〕

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの質問を許します。

荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） この映像記録の事業年度というのは、一体何年度のことですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

平成24年度でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） では、この見積書に書いてある納入はいつとなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

３月末日になっております。

〔「27年になっておるじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 失礼しました。24年度中でございます、納入期は。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） もう一回はつきりとお答えください。ここには納入何年何月と書いてありますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

ここには平成27年３月と書いてございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） これＪＲとの計画では、この事業は何年度のものですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

単年度、単年度の更新で、最大で３カ年までということになっております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 覚書にそういうふうに書いてありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 議員のおっしゃるのは、恐らく財団法人東日本鉄道文化財団から実行委員会会長宛てに出されている覚書のことかと思いますが、24年度分につきましては対象期間としては平成25年３月31日までというふうに記載してございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） こんな単年度の契約のものを３年間も延ばすというのは、そういうこともわからないような団体にこれ企画させているので、この団体というのは一体どこの団体ですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実行委員会会長が事務局と相談した結果、この業者の方の紹介を受けて、期間も迫っているということ

で、融通がきくので、頼んだというふうに聞いておりますけれども、具体的に私どものほうとしてこの会社がどういう会社かということについては、詳細は承知しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 融通がきくって1年も時間がないわけですよね。請け負った段階であと2カ月しかない。その中で融通をきかせて3年契約にしたということですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

契約は、単年度で契約しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと時間がないので、ちょっと戻りますけれども、この事業変更の申請というのは変更する理由は全く成立しない、内容が虚偽の申請にもかかわらず、同日に決裁してしまったために佐渡市は多くの矛盾を見抜けなかったことが強く疑われます。ここまでとりあえずまとめておきます。

次に、事業実績報告について幾つか質問します。さきの交付金を考える市民委員会への市の回答からは、ことし3月19日にはんが甲子園で佐渡国草の会がやわらぎを演じた経緯について、草の会からの申し出により上演してもらったので、謝礼も払わず、領収書もないとの回答でしたが、それに間違いはありませんか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 実行委員会の事務局からそのように報告を得ております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、これを見てください。はんが甲子園の広報部長の名前で佐渡国草の会世話人に宛てたはんが甲子園でのやわらぎ出演の要請書のコピーです。こちらは、その謝礼の領収証の写しです。平成25年3月30日に6万8,000円を出演代としてはんが甲子園から受け取っています。この事実を把握しておられませんか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 事前にそのようなお話がございましたので、再度確認をしておりますけれども、支出はしていないという回答をいただいております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、この領収証をどういうふうに理解されますか。見てみますか。

○議長（祝 優雄君） どうぞ……社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今のは、その個人の方がはんが甲子園実行委員会からその代金を受け取ったという領収書です。つまり実行委員会が出したもので何でもありませんので、それはちょっと私が見た中では実行委員会がその領収書を本当に受け取っているものかどうかというのは確認できません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、今確認するための材料を提供してもよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 何ですか。

○2番（荒井眞理君） 確認するための材料を提供してもよろしいですか。ここに黒塗りにしてありますが、個人名を出さないように。でも、黒塗りでないコピーがあります。

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。事務局のほうで渡しなさい、資料。
社会教育課長。

〔「済みません。ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） では、お答えいたします。

今この領収書を見せていただいたわけなのですが、実行委員会のほうでは払っていないというように言っておりますので、領収したほうがこれはもらったということでこの領収書をもらったほうが出していると思うのですが、実行委員会のほうは払っていないということです、これ1枚ではちょっと見方が全く違ってきますので、これ1枚では何とも言えないというように思っております。

○2番（荒井眞理君） その左側のページちゃんと見ていますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長、下がってください。

荒井さん、正式に質問してください。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今お渡ししたものの左側のページに何て書いてありますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 左側のページに書いてあるのは、ある企業の個人名ではんが甲子園ではありがとうございました。領収書の写しをお渡しいたしますというふうに書いてあります。差出人で指導の方の名前が書いてあります。ただ、これは例えば実行委員会が払いましたという証拠にはならないと私は判断します。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、質問いたします。

これと全く同じ金額の6万8,000円という支出がこの実行委員会からされています。皆様にお配りしている資料ナンバー9をごらんください。3月27日です。これは、講師指導料というふうに書いてありますが、これは一体誰に払われたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

昨年度の事業において、先ほどからご説明申し上げますとおり、講師の方最後まで頼んでおりまし

たけれども、結局了承いただけなかったということで、別の講師の方を頼んで指導した経緯がございます。
当初予定していた講師とは別の講師の方に指導分を払っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、その領収書って信じられるのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実際にその講師の方が指導したということは確認とれておりますので、お金を支払ったことということにつきまして疑問等は特に感じておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私も今差し上げたコピーの領収書の受領者からお話を具体的に聞いております。佐渡国草の会の代表の方ですが、やわらぎに出演して6万8,000円ももらえるなんて思わなかったと。社会教育課では普通幾ら謝礼出しますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

通常報償とか費用弁償であれば1日分、例えば5,000円と、その程度の金額だと思います、お1人当たり。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） かつて社会教育課がやわらぎに出演を依頼したときには2万円を支払っています。ということは、6万8,000円というのは驚くほど大変な謝礼なのです。はんが甲子園こんなにお金があるのだと、この領収した方はすごくびっくりしていました。5人ぐらいで出演しますから、みんなでほいほい、ほいほいと、こうやって分け合ったということを私は聞いていますが、この話がうそだったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） それは、ちょっと答えられない。荒井さん、ちょっと答えにくいので、もう一度質問をしてください。

○2番（荒井眞理君） 証言というのは、誰が聞いたから正しい、例えば石山課長が聞いたから正しい、私が聞いたから間違っていると、そういうことはありますか。

○議長（祝 優雄君） どちらに。

○2番（荒井眞理君） 両方にお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

ことし下越の公民館連合のときにやわらぎの方をお願いをして、4名出演していただきました。多分そのときの報償が2万円という話だと思いますので、大変喜んでいただいたというふうに考えております。

証言というよりも、その領収書に関しては例えば個人の名前で書かれたものですが、実行委員会では支払っていないと言っておりますので、はんが甲子園の実行委員会からはそういう経費は執行されております。

せん。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

繰り返しになりますけれども、私どもといいますか、実行委員会で昨年度お願いした講師の方は今ほどはんが甲子園の出演された講師とは別の方でございますので、その方に回数に見合う謝礼、それから会場借料ということで6万8,000円ということで払っておりまして、それが一致しているかどうかということについては今ほどありましたけれども、私どもとしてはあくまで自分たちの実施したものについて払っているものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、その練習風景というのは石山課長はご自分の目で見に行きましたか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

昨年度なので、ちょっと私実際に見ることはできません。ただ、残念ながらといいますか、実際に記録とかに正確に残っているものはないということなので、先ほど言いましたけれども、直接教えられた方に練習したということで確認をとっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今のこのやりとりは、佐渡国草の会の世話人の方に対しては非常な名誉毀損になるというふうに思います。この件に関しては、この関係の方々によくちょっとお聞きして調査していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 課長、調査できますか。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

再度実行委員会のほうの事務局に確認をさせていただきますが、確認した結果が今私が述べている内容でございますので、それが変わることはないかというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、はんが甲子園でやわらぎの発表をしたのは誰ですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 今ほど議員から見せていただいた領収書に書かれてあった名前の方だというふうに聞いております。当日私ちょっと別な事情で出られませんでしたけれども、その方だというふうに伺っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 資料ナンバー10を見てください。そこの矢印の20番、これははんが甲子園で発表したというふうにこの実行委員会が自分たちの事業報告として上げています。しかし、実際はこれは上演したのは佐渡国草の会の人たちです。しかし、それがこの実行委員会の実績として載るとするのは適切でし

ようか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

事務局のほうで作成した資料でございますけれども、この１の（３）につきましては議員ご指摘のとおり、ここに載せることは適切ではなかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） これは虚偽報告です。その点は調査をしていただけますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

虚偽かどうかということについては、今即答できません。結果的に、今ほど申し上げましたように、誤っていると思われますので、この内容についてはまた実行委員会のほうに確認したいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 実績がないから、こうやって虚偽の報告をしていると私は理解しています。

それでは、実行委員会が指導に使ったという６万８,０００円の実績報告書の詳細というのはありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実績報告書には、大まかに指導を行いましたということが書いてあるわけでございまして、細かにいつ、何回、どこでというのは実績報告書の中には載っておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） そうしたら、その指導というのは講師は何人で指導したのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

種類が２つありまして、大人用と子供用というのがありますけれども、大人用が１人でございまして、子供の部分については２人でされたということで確認がとれております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） その実績の詳細というのを、人数も講師の名前も載せたものを後日いただきたいと思いますが、いただけますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 後ほど提出させていただきます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 今ほど子供を指導したときには講師２人というふうにお聞きしましたがけれども、講

師の領収証は1枚しか私見ていませんが、講師は誰だったのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 繰り返しになりますけれども、当初講師として頼んでいた方とほかに相川でやわらぎを実際に演じられる方がいらっしゃるということでございますので、その方に頼んだものでございます。

以上です。

○2番（荒井眞理君） ちょっと答弁になっていないのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 講師は2人でいいのですね、では。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今ほど申し上げましたように、トータルといいますか、合計では2人ということになっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、領収証は2人から、2枚ないとおかしいのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

その講師の方につきましては、同じ所属といいますか、そういう関係でございますので、まとめてお一人の方に支払ったという形になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、もう一度確認しますけれども、その講習を行った時期というのはいつですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

平成25年3月9、10と16、17、その4日間だというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、資料ナンバー10をごらんください。実行委員会の総会の報告です。この矢印の23番には、7月にも指導者育成をしたと報告されていますが、そのときの講師謝礼はどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

私どもとして7月に教えたということでは把握しておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうすると、この実行委員会の報告書というのはここにも虚偽の記載があるという

ふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

結果的にその期日は間違いではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この講師謝礼の6万8,000円をめぐっては、本当にわからないことが多過ぎるのですけれども、これについて改めて調査をしていただけませんか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

私どもとしましては、今ほど申し上げましたように、3月に4回、夕方に誰と誰、固有名詞までは聞いていないのですけれども、人数どれだけ集めてやったというふうに聞いております。繰り返しになりますけれども、写真とか映像に残っていないものですから、それを現時点でこれ以上確かめるすべがないものですから、我々としてはご本人に確認した中で適切にというか、きちんとやられたということを確認しておりますので、それで十分ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今ほどちょっと驚く答弁をいただいたのですけれども、この練習風景の映像を残していないというのは一体どういうことでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

私どもで確認したところ、今回はある意味期間も短いといえますが、実質的には2回ずつしかできなかったということで、25年度に入ってきちんとしたものを撮ろうということで24年度の分については撮っていなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そんなことのために227万も予算が割けるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

恐らく当初予定したものとは違う内容になっているというところは、正直あるかと思います。ほかのイベント等につきまして映像として記録している中で、業者のほうから先ほどありました見積書あるいはその内訳書が出ておりますので、私どもとしてはその内容どおりにやられたものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとでは話をまたかえます。今のところは、非常に大きな疑問が残っています。

今見ていただいている資料ナンバーの10の左端の矢印22番に、この7月の総会報告にはやわらぎか何かの資料収集と整理事業をしたとありますけれども、3月のときの市に提出された事業実績報告にはこのことは何か書かれているのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実績報告の中には、具体的にそのような記述はございませんが、変更申請を上げる段階で資料収集、編さんを行うというような記述があります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、本当に資料整理したなら、できたところまででいいので、その冊子の編集したものをを見せてもらえますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

資料等につきましては、今枚数があれですけれども、たしか2,115枚ぐらいのものがデータとして資料編さんしたということで報告が上がっております。今ここにといいますか、手元にはございませんので、今この場でお見せするということは現実にはできないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、では2,115枚というのはちょっと驚きですけれども、それいずれ見せていただけますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） 準備ができた段階で見ていただくこと可能かと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 次に、資料ナンバー8をごらんください。これは、市に提出された事業報告書の写真編ですが、この写真の中段の13番の写真を見てください。これは何で、実際にこのものを見に行きましたか。そして、どういうででしたか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

私は、現物のほうは確認しておりません。担当が、たしか8月ごろだったかと思いますけれども、現地に行って内容を確認したといいますか、この写真どおりだったというふうを確認したというふうに把握しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この親方のむしろの衣装というのは、実はデザインもつくり方も間違っていて、使える代物ではないと専門家から聞きました。

では、同じページの資料8の上の2枚の写真をごらんください。このキャプションには「やわらぎの実

演」とありますが、これは一体いつ、どこで、誰が実演した写真でしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

正確な日時というところまでは今ちょっとすぐ出てきませんが、恐らく左側のほうが秋ごろに北沢のほうで何か発表の場があったときの写真かと思いますし、右のほうは先ほどから話に出ている恐らくはんが甲子園ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 実行委員会がつくったむしろの衣装というのが実用でないなら、この写真の立派な印象の人たちはこの実行委員会の人たちとは関係のない人たちだということですが、この写真は他の団体が上演したときのものを無断掲載した虚偽の報告というふうに疑われませんか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

虚偽というか、この方々のご承認を得ないまま載せたということは、結果的にそのような事実になっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に問題です。

では、同じページの左側の④の写真を見ていただきますが、これ「発表用舞台」となっていますが、やわらぎには伝統的に舞台上で演じることになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

現在舞台等は使っておらないというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、なぜ金山労働者の伝統を逸脱して、しかも60万円もかけて舞台をつくったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今後発表を行っている上で、また一般の方から見ていただく上で舞台等があったほうがいいのではないかとということで、準備会の段階からそのような話が出て、そのまま計画に盛り込まれたというふうに把握しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 伝統を逸脱しても、そんな思いつきで60万円のものをつくる、これが許されるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

思いつきかどうかということについて、私その詳細についてコメントできる立場にございませんけれども、そのやりとりの中で必要だということで認めたということでございますので、我々の立場としては必要なものだというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 明らかにこれは伝統芸能保存の根拠にはなっていません。

次の質問をしますが、このページに関する最後の疑問です。衣装は10人分購入というふうに計画にはなっていますけれども、それらの衣装はどこから購入したことになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

衣装類につきましては、複数の業者からそれぞれ購入しているということになっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 資料をもう一度見ていただきたいと思いますが、資料ナンバーの9番、そこにはどこから購入したということになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

具体的に衣装の部分というのは今すぐに出てきませんけれども、例えば中段にあります株式会社くまがいですか、むしろ、かます、あるいは古道具四分一ですか、古着、古道具と、そのようなものがこの資料9の中では該当するというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これ10人分なのですけども、今先ほど見ていただいた資料ナンバー8のこの写真には10人分の衣装というのが載っているのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実績報告上においては、人数分の写真等は添付されておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 担当の方は現地調査に行ったのですよね。そのときに確認しておられないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

現地において確認をしております。それで、議員ご指摘の10人分ということなのでございますけれども、対象用と、あとその他の方が演じるものということでまた種類が違いますので、全ての衣装において10人分あるということではなくて、それぞれの内容に応じて数が違うということもありますので、必ずしも10な

ければならないというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 必ずしもみんなが同じものを着るわけではないと思いますが、古道具屋からしか古着というのは資料ナンバー9見ると買っていないのです。古道具屋にそんなやわらぎの衣装が10人分だか8人分だか売っていると、それ一般的な情報なのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

一般的にそれがそういう情報かどうかということまで私は存じ上げておりませんが、古着については新品というよりも古いもののほうがある意味芸の内容に合うものだということで古道具屋にお願いしたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いろいろな疑惑がたくさん残ったままですけれども、この伝統芸能継承事業に関して最後の疑問にして最大の疑問についてお伺いします。

さっきの朝日新聞の記事に載った227万2,000円をかけたVTR作成についてです。これは、何の目的でVTRを作成するのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

2点ほど目的ありまして、1点目といたしましては、まずその内容を見て、誰でもと言うと、おかしいですけれども、芸を習おうという人がそれを見て教わることができるというのが1つと、あとはそういう芸を生かした催し物等を観光客の方とかに見ていただいて、ああ、こういうものがあるのだなというのを見ていただくと、大きく言ってその2つの目的があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、先ほどせっかく4回も練習したのに、そのビデオ撮りをしなかったということとは、この目的にかなっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

昨年度の分につきましては、繰り返しになりますけれども、その講師等のやりとりがあっている中で十分な練習風景が撮れないということで、それは25年度以降に送るということで、かわりにほかの行事等を前倒しで撮影したという形になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、このVTRは昨年是一个の目的にはかなわなかったというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今状態としては、編集した成果品になっているというものではございません。繰り返しになりますけれども、まだその指導の部分はこれから撮らなければいけないということで映像を撮りためたというような状態になっておりますので、現時点でそれがまだいわゆる外に向けて活用できるような状況になっておりませんので、そういう意味で今時点でできていない部分があるというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に苦しい答弁です。ちょっとわかりにくいです。

では、企画書、これ朝日新聞で指摘されていますが、この企画書というのはありますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

いわゆる実行委員会の発注に当たって企画書、このようなものを提示したということはないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 企画書がないのに、どのようにして発注額が決まったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

説明したかどうかちょっと忘れてしまったのですが、あくまで当初計画を上げる段階で映像の記録経費200万というものが既に数字として上がっております。このときには、書面で特に聞いたわけではないのですが、おおむねということで撮影回数15回、打ち合わせ3回というような内容で口頭で確認したところ、おおむね200万ぐらいであるということでその200万の数字が出てきておるわけでございまして、それをもとにということはございませんけれども、一つの目安になるものですから、再度1社随契といいますが、その業者との間で見積書を徴取して契約を結んだと、このような形になっていると理解しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと私今聞き間違えたのですが、撮影はおおむね3回とおっしゃいましたか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

撮影は15回、打ち合わせは3回という内容だったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先にちょっと前段でお伺いしたいのですが、8月の初旬ごろに市民が227万もかけたビデオがあるというのだったら、それを見てみたいと要求したそうですが、それに対して課はど

ういうふうに対応されましたか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

先ほど申しあげましたように、今データ形式ということになっておりまして、DVDとか、いわゆる一般の人が見れるような状態にはなっておりません。市としてもまだそのデータというものを保有しておりませんので、市としては所有しておりません。市としてはお見せすることできませんけれども、実行委員会のほうでお見せすることはできますという形で対応したというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） これ完成していないというのが全く私には納得できないのですが、ではいつ完成するという約束になっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

最終的には3年目ということで、そこで完成するという計画だというふうに聞いております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） では、ことしは何を撮影する年になっていますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今年度は、春駒を中心というか、春駒を撮影したいということで今計画をしている段階でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 春駒は何回撮影して、何年物でやるおつもりですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

今詳細なその仕様書等ちょっとすぐ出てこないのですが、おおむね練習といいますか、それは6回程度を予定しているということで、その内容を撮るというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 6回、それは今年度撮影するということによろしいのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

その予定で今おります。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 課長は佐渡のご出身だと私は風の便りで聞いているのですが、春駒とやわらぎと、どちらが難しい芸なののでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

余り造詣が深くなくて違っていたら申しわけないのですが、一般的には春駒のほうが難しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうです。そのとおりです。これ伝統継承師と言われる方がおっしゃっています。春駒をたった6回で練習したということになる、これはもう本当にずぶの素人が、これは専門家の方がこうおっしゃりたいだろうということを私は代弁しますが、ずぶの素人が考えた計画だとは思えません。それを単年度でやれるのに、なぜそれよりも易しいやわらぎを3年もかけてやるのでしょうか。それに227万もかける、この説明をもう少しわかるようにしていただきたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

やわらぎの部分につきましては、繰り返しになりますけれども、講師等のやりとりの中で実際に24年度につきましては事業の着手が大幅に遅れてしまったということで予定のものができておらないということが事実ですが、この事業というのは、とにかく長期間といいますか、補助が終わったら終わりということではなくて、地元団体がまた引き続きやっていかなければいけないという合意のもとに始めた事業でございますので、単年度、単年度というものはありますけれども、やわらぎの部分につきましては今ほど申し上げましたように、できない部分についてはまた翌年度実施するというような形で今実行委員会のほうとしては考えているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 実は、このVTR私も見せてほしいと思ってお願いしましたけれども、どうしても私の都合がつかない時間帯が指定されて、私のかわりに、ほかに4人の市民の方々に見に行ってくださいました。その感想を聞いているのですが、227万の今現在の状態というのがどんなものだというふうに承知しておられますか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

227万のうち、資料編さん代分がそこにまた含まれておりますので、実際の映像の分はまたそれより数字は下がると思いますけれども、今現在の状況としましては実行委員会の会長のところに撮ったものがデータとして見れるような形で保存されていると、そういう状況になっているというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと重なるようですが、資料ナンバー10に書いてあるのです。資料の収集と整理事業というのは1つ、そしてこの記録映像事業というのはまた別の1つなのです。これは、予算が別なのです。記録映像事業には227万ですが、資料の収集と整理事業、これ別事業に対して別の事業からお金を引き当てるとするのは、これちょっと考え方としておかしいのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

あくまで映像等のまた価値を補完するものということでその中に含めたということで理解しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 非常に苦しい答弁だと思います。

では、私の知人が見に行ったそのVTRについての報告なのですが、企画書がないVTRとしてはふさわしかったということです。字幕も音声もない。素人が撮った動画で、無編集で、ただパソコンにコピーされていただけ。事業の中心であるやわらぎの育成場面はなし。事業と関係のない宵乃舞が記録されていた。せいぜい3万から5万でできるようなできだったと。こんなものになぜ事前に227万も払うのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

事前に支払ったという分につきましては、冒頭申し上げたかもしれませんが、9月の時点で概算請求、全額の請求が上がってきましたので、もとより資金のない実行委員会でございますので、10月の段階で全額前払いをしているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 資金のない団体に概算払いするってわかります。でも、今のこの成果品は多くの人が見て3万から5万でできるようなものだと言っているのですが、これに対して200万も佐渡市は先に概算払いするのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

概算払いの段階では、まだどのような成果品になるかというものを確認できておりませんので、その段階でその対価として払ったかどうかということはございませんので、あくまで概算払いの段階はある意味前金的な意味として支払ったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、3年物の事業ではないのです。記録は単年度でやると、平成24年度のものなのです。それを1年半以上かかっても、まだ3万から5万ほどの代物でしかない。それを3月29日に市がこれでいいと決裁したというのは適切だったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

実績報告の段階では、繰り返しになりますけれども、出された請求書あるいはその領収書、通帳の写し、それから映像については逐一内容を確認しておるわけでございませんけれども、きちんとできたという報告があったということで、その内容で認めたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 済みません。V T Rはきちんとできていたと。３万から５万ぐらいの程度のものが二百数十万円もかかると。それどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

これも先ほど申し上げたかもしれませんが、請け負ったといいますか、実際に仕事をされた業者の方からこういう内容でと、これこれ13回分ということで幾ら幾らと、それは当然諸経費込みになると思うのですけれども、数字として上がってきておりますので、私らのほうでそれを３万円とか５万円とかいう判断できる状況ではなかったといいますか、出てきたものを認めたということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 実績報告書には、V T Rについては跡形もないのです。言葉でただ記録、編集したというふうにしただけ書いていないのですが、そんなものを信じて227万の支出を承認するものなのですか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

繰り返しになりますけれども、我々実績報告の段階では出された書類、それからお金の実際流れといたしますか、受け取り等を見て内容に合ったものということで確認して、実績報告に対して承認したということでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） もうその答弁が市民感覚からしたら全く信じられないのです。私さんぜん図書館の予算のことでやりましたけれども、図書館は附箋紙１枚だって無駄にしない。１回使ってもまた戻して、またそれをのりがきかなくなるまで何回でも使う。附箋紙１枚なんてもう単価がないぐらいのものです。そんなものだって大切に使っているのに、ここでたった３万から５万ぐらいの成果に対して二百何万を支払う、これでいいですよと確定通知出すなんていうのは、全く市民感覚としては納得がいきません。こういったようなことが見抜けないというのは、そもそも補助金の交付申請に対しても、事業変更申請に対しても、この事業報告に対しても全てが同日決裁だということに後々疑惑を残す原因があるのではないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（石山 勉君） ご説明いたします。

我々とはしましては、出た書類に基づいて内容を審査して、結果的に内容に合っているということで同日付で決裁したということでございますので、判断した時点ではその内容を書類に応じて、中身を見て確認したというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 市長、私にはこの感覚全く理解できないのですけれども、こういうことでこれからもソフト事業のチェック体制をつくっていくということでよろしいのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） こういうソフトの場合、一般論ですよ。一般論ですが……

〔「言いわけ、言いわけ。言いわけはおけ」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） いやいや、これはだって言いわけというのは補助金等交付規則に載っていることを読むわけですので、補助金等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって確認をするということになっている、実績報告が上がったように。そのときの報告書等の書類の審査というのは、この補助事業をやるために通帳をつくって、その通帳に的確にそれが処理されているか、お金が入っているかどうかということを確認するのが審査です。これは一般論です。そこで疑義が生じた場合に、必要に応じて現地調査等を行うと、こういうことになっているわけです。このことが、書いたものは私正しいと思っているのです、これ。書いたものはですよ。だけれども、そのときに書類の審査をして、これはしているのです。通帳をちゃんと見て、何月何日にどう入ったかどうかということは確認している。それは、不正はないはずなのです、そこのところでは。ただし、必要に応じて現地調査をするということの意味がよく理解していないから、こういう話になるのです。したがって、私は冒頭申し上げましたように、さっきは専門の検査員というお話がございましたが、ハードの場合は専門の検査員を置くということ是可以のです。しかし、こういうソフトのものというのはそれぞれ事業、事業によって違うわけでありますので、補助金等交付規則も含めてそれが立派にばっちりどできるような体制をとり、それがなかなか佐渡市の中ではできないわけですから、県と今協議に入っているということを申し上げました。したがって、これからそういう体制でいきます。そこところが問題なのです、この話を聞いていると。つまり審査はやってけれども、必要に応じて現地調査に入ってそれを調べるというところが必要に応じていなかったということもある。そこが問題だと思っていますので、これは徹底してこれからそうさせていただきます。やります。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） この中心事業というのは、後継者や指導者の育成なのです。それに6万8,000円。たかだか3万か5万でできるようなビデオ編集に227万。こういう事業、これが事業の中心で中身であるということは書類を見ればわかるのですけれども、こういうことをよしと、これでチェックしたというふうにするのかということが私の、あるいは多くの市民の疑問なのです。これにお答えいただけませんかでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、金額の大きい、少ないということよりも、税金を使って出しているわけですから、それは適正にチェックをしなければならない。そのチェックをするときに、先ほど何回も申し上げましたけれども、不審に思えば現地に行ってみる、あるいはどれだけのものが印刷されたのかを確認する、そここのところの判断ができなかったと思っています。これは、私は言いわけでも何でもないので。そうすることでこれについては、これがまた二度とこういうことが起こってはうまくないので、そここのところをしっかりと、こういう場合は必ず現地に行きなさい、こういう場合は何とかを数えなさい、これをちゃんとやっぱり徹底しなければならぬと思っているのです。本当は、そんなことまでする必要はないのですけれども、そここのところできていないものがきょう判明いたしましたので、それをやらさせていただきますと、こういうことです。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この金山の町佐渡相川の伝統芸能とまつり保存継承実行委員会は、補助金の不正受給をしたというふうにしかり私には理解ができません。この疑いを実行委員会がいいかげんであるということもさることながら、佐渡市も副会長や監事に世界遺産推進課の課長や課長補佐が役を担っているが、責任意識が薄過ぎるのではないのでしょうか。この事業には余りにも疑惑が多く、虚偽記載が強く疑われます。負担金の不適正使用であれば、負担金の返還手続にも入るべきです。議長、この件は所管の総務文教常任委員会でぜひ解明していただけるようにお取り計らいをお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 所管の調査の依頼もあるようですから、委員長はそうに諮ると思います。

○2番（荒井眞理君） 子供たちにきちんと伝えられる公金の使い方をここで示していられるようにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、時間が残り短くなりましたけれども、図書館のことについてお伺いさせていただきます。先ほど教育長は、いつか増築、新築あるいは引っ越しというふうにおっしゃられましたが、そのいつかというのは、どういうふうに計画案を持っておられるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

以前の答弁でも申し上げましたように、例えば9カ所残すというところが支所、行政サービスセンターとの一体化も考えておりますので、そちらの支所、行政サービスセンターがどうなるかということとあわせて考えてみたいと思います。

それから、中央図書館のほうにつきましては、先ほど言いましたように、合築ということがちょっとできないということで増築もしくは新築、それからどこかあいたところを利用できるのか、そういう幾つかの方法があると思うのですが、そうすると空間というか、広さの問題とか、そういうこともありますし、それから予算というか、費用の問題もありますので、今すぐというわけにはいかないのですが、少し時間をかけてもう一度考え直してみたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、とりあえず白紙に戻ったということですが、どの程度のことでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

白紙に戻ったということではございません。今までも整備、充実という大きなところの基本線は変わっていませんので、その整備、充実はしていきたい、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今まで市民は本当にこの中央図書館がどうなるのだろうか、その影響がまた地域の図書館、図書室にどういうふうになるのだろうかということを心配してきました。でも、結局中央図書館の合築とか、そういう話は大きな花火であったけれども、なかったわけです。こういうふうにして話を後が詰まっていて結局戻ってくるような、こういうような進め方というのは、私は本当に事務方に対して大きな責任があるのではないかというふうに思いますが、これについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

市民に対する説明等の手順がちょっとまずかったなというのは、以前からもお話ししているように、そういうことは反省をしております。だから、この後はそういうことがないようにまた計画等進めていきたい、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 市に対する手順が悪かったのですか。でも、市民に対しても説明しなかったのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） 済みません。発音が私明確ではなくて、市民に対してと言った。申しわけございませんでした。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○２番（荒井眞理君） 市民の願いは、今も変わっていません。地域の図書館、図書室をできるだけ今の形で存続してほしいと。決してこれはぜいたくなお願いをしているのではなく、今あるものですら本当に不十分であるという認識に立っています。このことは忘れないでいただきたいと。市民の願いは変わっていません。

最後に、ジオパークですけれども、ジオパークは先ほど市長が答弁してくださったように課題がたくさんあります。２年後には提出しようというのに対して、まだまだ旗振りが足りない。この２年間の間にできることを市民にもどんどん投げかけていただいて、ぜひこのジオパークは推進できるようにしていただきたい。旗振りをよろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

午後 ０時３６分 休憩

午後 １時３０分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔８番 中川直美君登壇〕

○８番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。自民、公明連立の安倍政権は、昨年１２月２６日に成立してから１年がたちます。国民の疲弊し切った経済状況を立て直すかのようにマスコミ総出でアベノミクスが大宣伝されているが、国民の懐はよくなるどころか、一層深刻になっています。また、ＴＰＰや原発再稼働推進、農業政策の大転換、さきの国会では国民の知る権利を奪い、民主主義と自由を壊す秘密保護法を多くの国民の反対を無視し、強行採決を行いました。多くのマスコミもこの秘密保護法とその強行採決については大きな懸念を表明しています。地元紙である新潟日報は、民主主義が壊されると論説員が書き、１２月１１日の社説では「絶対多数を背景にした安倍政権の強硬姿勢に対する危機感が高まっている」と

厳しく批判しています。また、自民、公明、民主の3党合意である消費税増税と社会保障の大改悪がこれから連続して行われようとしております。国民の暮らしは、今後一層深刻で厳しいものになります。こういった主権者、国民の願いを無視した政治には未来がないということを強く指摘し、一般質問に入ります。

今ほど述べた国政の流れの中、佐渡市は市町村合併11年目以降に向かいます。10年前の市町村合併の議論は、今よりもよくなるとして佐渡市の市町村合併の道を選択しました。佐渡市、市町村合併11年以降に進むことになりますが、これまでをしっかりと検証した上で行政運営を目指すべきであります。こういった角度から甲斐市長の認識や政治姿勢について質問を行います。

1つは、今私も言いましたが、安倍政権は地域や農業を破壊するTPP、危険な原発推進、社会保障の切り捨てなどを進めようとしています。この安倍政権の政治で佐渡の地域や市民の暮らしがよくなると考えているのかまず見解を伺いたい。

次に、将来ビジョン計画について3点お尋ねをいたします。1つは、この計画は佐渡市の最上位の計画にしている点についてであります。これまでの前の高野市政では、最上位の計画は法律に定められていた基本構想、総合計画で、5年間を節目として前期と後期に分けて行政と市民の協働で、まさに市民総ぐるみでつくってきた計画でありましたが、甲斐市長はそれをやめ、行政内部が中心で立てたこの将来ビジョン計画なるものを1番の計画にするという大転換であります。佐渡市のまちづくりに最も重要な計画は、市民や地域の切実な課題を解決し、市民とともに希望ある佐渡市を目指す計画とすべきではないのか。また、資料にも示しておきましたが、市長が評価をしていると思われる本であります。里山資本主義の方向を基本としたまちづくりを進めるべきではないのか答弁を求めたいと思います。

2つ目は、将来ビジョン計画にも大きく位置づけられている本庁舎建設についてであります。甲斐市長は、これまでの方向を大きく変えて、支所や行政サービスセンターを地域のために残す方向にしました。こういった中で本庁舎の増築を決断した最大の根拠は何なのかお尋ねをします。

3点目は、官民協働委員会についてであります。この計画のビジョンでは、市民との協働について方向を示していますが、現在ある市長の私的機関と言われている官民協働委員会は市の法律でない要綱でそのあり方を決めて進めています。結果として、官民協働委員会に参加して自ら政策を決めて、その委員の関係するところに予算を入れているというものになっているが、問題がないのか見解を伺いたい。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。いじめ防止対策推進法が今年度施行されましたが、これに伴う対応が来年度から求められます。具体的にどのように対応するのか。また、全国学力テストの結果公表についての見解と佐渡市の教育についてのビジョンは何なのか、あわせて答弁を求めたいと思います。

大きな4番目は、図書館再編計画についてであります。午前中は1月という話でしたが、3月に明らかになった地域の図書館や図書室を支所や行政サービスセンターに入れて社会教育係に兼務させるとした地域の図書館、図書室の縮小計画はどのようになったかということでもあります。特に市民に知らせないまま進めていた中央図書館建設はどうなったのか。また、地域の図書館を縮小する再編計画は来年度どのようなのか答弁を求めたいと思います。

次に、来年4月に新潟県から佐渡市に移管するという流域下水道問題です。これまでかかった費用の数十億円を佐渡市に新潟県が持てと言っているこの問題はどうか、経過とともに報告を求めたいと思います。そして、この問題の原因は何だったと考えているのか、あわせて伺いたい。

最後に、昨年90年後の2100年を目標年度とする生物多様性佐渡戦略の計画では知る、守る、使うが施策展開の基本目標としていますが、中山間地域の耕作放棄地などの対策は急務ではないか。具体的な計画は何なのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 中川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

アベノミクスと呼ばれる国の経済政策でございますが、いわゆる円高の問題とか株安、デフレ等々、長期不況から抜け出すためにこの対策を打ったというふうに聞いておりますけれども、私自身佐渡あるいは地方のほうにこの効果というのは来ていないし、むしろ他の要素で、つまり消費税の問題とか、いろんな問題でよくなっていないというのが実態であります。私は、基本的に大規模とか、あるいは大企業とか、頭に大がつく、ここを中心にして物事を考えているところに私は間違いがある、間違いというか、そのことはやることもいいわけでありましてけれども、基本的に本当に支えているものは何だかということ、中と小なのです。そのところをしっかりと大だけをやっていくということにやっぱり私は限界があるというふうに思っております。全て農業関係でも同じことが言えると思っております。

それから、TPPの問題についてもいつきの勢いといいますか、方向性からだんだん、だんだん変な方向にきているということがございますし、それからもう一つこのTPPの、これはしょうがない部分というのはあるわけだと思いますけれども、交渉の過程が全然我々のところに知らされていないというのがまことにおもしろくないし、これでは地元が議論できないわけでありまして。したがって、ある日突然こうなりましたよということやられるということが一番やっぱり問題だと思っております。ですから、その辺は私は断固反対でいかなければならないと思っております。

それから、原発の問題についても同じことが言えるわけでありまして、まだまだ福島原発というものの原因がはっきりしていないという段階でございますし、そういう段階で発車をするということ自体が私は余りにも無防備であるというふうに思っておりますし、それから佐渡の場合、逃げる場所がないのです、周りが全部海でございますので。そういう意味からしまして、本土の人たちがどう考えるかは別としても、佐渡は佐渡独自で自分たちの安全、安心ということを守っていかなければならないわけですから、そういう意味においては、これはいずれにしても再稼働あり得ないという基本的なスタンスで考えております。

それから、もう一つは今回社会保障改革というものが出されております。正直申し上げまして、その言っていることといいますか、表題は子供から高齢者までの全世代に対応した経費の財源とされる、こういういわゆる全体を網羅した総合的な対策ということですから、何か聞こえはいいような感じはいたします。しかしながら、私は市への影響、これはいい影響、悪い影響もあるのだと思いますけれども、私が今頭の中で把握しているものは、1つは財源を伴って市町村の負担というのが今度大きくなるという方向がどうも見えています。これについては、それでなくとも市の財政が非常に厳しいという中において、無責任にこれをただ市町村、地方自治体に押しつけるということがあってはならない。仮にそういうことがあったとしても、それだけの財源なりというようなもの、人も含めてですね、財源というものがついてこなければならぬ、そこがまず見えないということでありまして。

それから、もう一つは割合です。所得の割合で、例えば1割が2割になるとかというようなことがうたわれています。私は、これはどうかと思いますけれども、本当にお金をいっぱいもらっている高額の人たちがそれだけのものを払うということは、私それ自身問題ないと思って、むしろいっぱいお金をもらう人は、それだけのもらった分だけ負担をするというのは当たり前だと思っていますが、今回の1割から2割というようなものについては境目が非常に曖昧なところがあるのではないかなと思っています。1,000万とか2,000万とか1億というような形ならばわかるわけですが、どうも聞くと160万というような数字が出ているようでございますので、そういうことからすると非常に不明確であるというふうに考えておりますし、そういうことからして利用者の負担の増につながっていくだろう、このことが一番大きく懸念をされるわけであります。したがって、明快にその辺のフォロー体制がどうなるのか、どうのこうのというところまでまだ出ていないわけでございますので、それは注視をしていかなければならない。いずれにしても、それが出た段階で市としてどういう対応をとっていいのかということについては、これは真剣に考えていかなければならないし、もう一つはお困りになっている方々を助けていくとか、こういうことは市の行政として、やっぱり福祉としてやっていかなければならない問題であるというふうに考えているところでございます。

次に、ビジョンの問題でございます。今まで総合計画というものがあって、その下といたしますか、それにいろんな計画があるわけでございますが、今回のものについては、私は将来ビジョンというのは今までのような総花的な総合計画ではやっぱり前に進まないだろうと思っています。この厳しい情勢をどう乗り越えていくのかということで、1つは施策の重点化を図って地域の特性を出していくというような、これを基本としてやっぱりいかなければならないと思っています。そういう意味でこのビジョンというものを本市の核として位置づけていきたいというふうに考えているところでございます。特に将来ビジョンについては人口の減少というような問題、それから高齢者、障害者の対策、さらには人材育成等々4つのものについて明確にこれは打ち出したわけでございますので、それをフォローするものとしてその下に個別計画というものがあるわけですから、それに基づいて一体的にやっていくということだと思っています。

先ほどご質問の中に里山資本主義という言葉もございましたけれども、私は農業新聞の中で書いたわけでありまして、里山資本主義というのが100%ではないということも書いたつもりであります。つまりこの里山資本主義の反対語はマネー資本主義ということでうたわれているはずなのです。つまり世の中が金で全てを図る、全て金で幸せを買うという時代、これが今まであったわけでありまして、もうそれだけでいくものではないだろう、もっともっと違う幸せ感があるのではないかな、それが里山資本主義だというふうに私も本を読んでそういうふうに感じておったし、本を読む前から何かの幸せ感というものこれから捉え方が必要なのではないかなと思ったときにそれが出てきたということで、これがある。したがって、今までのものを全否定をして全て里山資本主義を生かしていくということではございませんし、入れるところは入る、入れないところは今までどおりやっていくというそのスタンスでいかなければならないというふうに考えております。

それから、支所とか庁舎の問題であります。私は合併によって過疎とか、あるいは地域間格差が広がったということはやっぱり見えるわけでありまして、これは佐渡だけではなくて、合併をしたところについては全てそういう答えが出ているということもいろんな資料で読ませていただいています。佐渡だけで

はないと。しかし、そのことがやっぱりあってはならない。画一的な発展というのではないけれども、それぞれ地域の特色を生かした発展ということは、やっぱりこれからも追求をしていかなければならない。その場合には、地域の人たちが自分たちの地域をどうやって変えていこう、どうやらなければならぬかということを考えていかなければならないと思っています。その核となるのが、市役所でいうならば支所、行政サービスセンターであるはずなのです。今言ったように地域が自分たちの地域をどうしようかと考えるときに行政サービスセンターなり、支所がだんだん、だんだんなくなっていくということは、これは全く逆行するわけでございます。したがって、支所、行政サービスセンターというものを重要な位置づけにこれから位置づけていきます、こういうことでこれは進めさせていただいたわけであります。もう一つは、支所、行政サービスセンターの場合、なるべくそこでコンパクトな支所、行政サービスセンターであるべきだと私は思っています。そういう意味からしまして、地域の拠点でもあり、さらに防災の拠点でもあるわけでございます。したがって、何も何でもかんでもどこかへ移すという意味ではなくて、耐震改修、耐震診断等をしてこれが持ちこたえられるというならば今の支所でもよろしいわけですし、それからそれがとてもだめだというならば違うところを見つけていくということでやっています。どっちがどっちということではないわけであります。まず、今ある支所がもつのか、もたないのかということであります。

それから、本庁舎についてはその支所とは直接関係ないわけでありまして、1つは防災の面で防災対策という形で合併特例債の発行期限が5年延びたというのが一番大きな要素であります。5年間防災という観点で延びたということであります。ですから、まず1つ、防災上の視点から拠点となり得るものが何であるかといったときに私は本庁であるだろうと思っています。もう一つは、いろいろなアンケート調査もいただいたわけでありますけれども、今まで分散している本庁機能というものをなるべく一緒に集約をして効率的な運営ができるということもやっぱり必要だと思っているのです。そういうものもせっかくこういう合併特例債の発行期限が5年間延びたという、それがあれば、そのことに関してもやっていくべきではないかというのが基本的なスタンスであります。

それから、官民協働委員会であります。これは、私はここから出てきたものが、ちょっと今数は覚えておりませんが、平成25年度の当初の予算の中、重点事業、政策事業の中で随分と生かしていただきました。そのことは、私はよかったなと思っています、つまり市役所の職員だけで考えるのではなくて、民間の方々のいろんな考え方をそこに取り入れてやっていくということは非常によかったし、これからも続けていかなければならないと思っています。委員会の中でまず1つやっていただくのは、近い、遠いは別としても将来の施策の方向、これをここの中で検討してもらっているわけであります。したがって、その施策の方向を検討してもらっている中で予算額なんていうことは出ていないのです。私のほうで予算額というのはつくるわけでありまして、事業の組み立ても我々のほうでやっているのです。つまり方向性をここで出させていただいているということでございますので、予算の支出がそこではまず問題ないし、もう一つは構成員のみに対象としているわけでございません。公募とか、あるいは財務規則に基づいて契約をいたしているわけでございます。名前は申し上げませんが、ちょっと見れるのは今の公な機関が2つ、3つございますが、これはここに出しているという随意契約をやっている部分あります。随意契約という制度もあるのです。そこに出した場合に、私はそこに出すことが一番この施策目的に適合してやっていただける組織だという判断をしたから随意契約をやったということでございますので、私はこれについて違

反であるとかなんとかということではないというふうに思っています。

それから、戦略官については佐渡市の非常勤特別職として勤務することということを想定しているわけであります。これは、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別職、地方公務員法の適用除外として公募して採用する計画でございまして、しかもこの職員といいますか、この人たちについては、いわゆる私のほうで指定をしたこれとこれとこれとこういうものをやっていただくということであって、それを当然職員も一緒にやるわけでありますけれども、そのことによって決裁を行うとかということでは全くないわけでございますので、私は法令上は問題ないというふうに考えているところでございます。

それから、いじめ防止法施行などに伴う教育の方向性につきましては教育委員会から報告をさせます。

次に、図書館についても同じく教育委員会から報告をさせます。

流域下水道の問題であります。これは、国と県のいわゆる強い指導のもとで平成の大合併が行われたわけであります。平成16年3月に佐渡市が誕生したわけでありますけれども、これまでの議会でもご説明を申し上げました。合併に伴いまして、下水道法第2条の規定により、流域下水道の要件を欠くことになった国府川流域下水道は公共下水道となって佐渡市に移管されるということでございます。合併の特例に関する法律に基づく協議書によって、ここがちょっと問題でして、移管日だけを平成26年3月31日と定めているのです。これは事実なのです。ただ、これだけのものをやるのに移管日だけを定めて、移管をするときの条件とか、いろんなことが、法的な根拠というのはいないということは聞いておるのですけれども、それがなかったということが今すったもんだするやっぱ一番大きな要因だと思うのです。そのとき、そのときの担当者とか担当課長、担当部長によって方向が変わるようなことではうまくないので、私は問題点としては最初からそういうものを決めておかなかったところにやっぱ問題がある。これは、佐渡だけではなくて、ほかのところもそういうことでありますけれども、特に佐渡の場合は離島であるがゆえに、いわゆる流域下水道というものがなかなかみづらいということなものですから、そこが私は大きな問題だと思っておりますが、しかしながら何としても佐渡市が有利になるように今鋭意努力をいたしているところでございまして、協議を重ねているというところでございます。

それから、24年にトキと暮らす島生物多様性佐渡戦略というものをつくらせていただきました。これは、ほかの地域には全くないよさというものをみんなで知ろうや、そしてそれを必要なものは守っていこう。そして、それをただ知ったり、守ったりだけではなくて、それを活性化のために使おうという3つの基本理念を持ってこれをつくったものでございます。そういう意味では、これを営々として佐渡の場合、続けていかなければならないということで目標90年というものもつくったわけでございます。この生物多様性というような言葉について、一般の方々の理解はなかなか難しいわけでございますけれども、でも市民の方々についてまずその生物多様性戦略等々についてご存じでありますかというようなことについては79、80%の方々が知っているということでございますので、これからはそれをもとにしてその戦略がどうであるのかということであります。余り私は難しいことではなくて、生物多様性の戦略というのはたった一言で言うと、人間も自然界の中の一つのパーツでありますよと。何も人間だけが偉いのではない。したがって、人と自然がともに歩いていく、まさに里山資本主義の精神であります。これがここの中で生かされていかなければならないし、このことをやっぱ懇切丁寧にいろんなところでPRをしていかなければならないというふうに考えております。

それから、いろいろとご質問いただいた中で特に中山間地の問題があるわけでございますので、こんなことするよりも、もっともっとやらなければならぬことがあるのではないか、道路の整備をするとか何とかこうとかというようなこと、もちろんそれはそのとおりでありますけれども、道路の整備をするとか、そういうこともこの生物多様性の地域戦略の一環としてやっていくということが必要でありますし、もう一つは今回棚田米なんていうものも出させていただきましたけれども、そういうものも通じながら収益性の上がるということを国民的なコンセンサスとしてやっぱりやっていかなければならないなど。そういう意味では、まだちょっと先でありますけれども、平成28年度には全国の棚田サミットを佐渡に呼んでくるということに相なったわけでございますので、そういうところをつながけながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） では、お答えをいたします。

最初に、いじめ防止法施行等に伴う教育の方向性についてということですが、いじめ防止対策推進法に掲げられているとおり、いじめというものは児童生徒等の尊厳を害するとともに、教育環境を損ない、児童生徒の権利を害するものでありますので、教育委員会といたしましてはこの法に規定するいじめ対策を総合的に推進していきたいというように考えております。その際、いじめ問題対策連絡協議会の設置、それから公平性、中立性が確保されるよう専門的な知識及び経験を有する第三者が参加する教育委員会の附属機関の設置についても検討しながら、市の基本方針の作成に取りかかりたいというように思っております。

次に、全国学力テストの状況調査の結果については、さきの駒形議員にもお答えをしましたように、それぞれの学校が少人数という学校もありまして、個人の結果が特定される可能性がありますので、これまでどおり学校別の公表は行わず、佐渡市の平均正答率と全国の比較についてのみ公表する予定なのですが、学校別の公表については教育委員会の意見も聞いて決定をしていきたいというように思います。

それから次に、佐渡市の教育についてのビジョンということでございますが、これは平成18年の2月に佐渡市学校教育基本構想というものをつくりまして、その中に子供をこうのように育てたいという大きな3つの目標がありまして、1つは意欲を持ち、確かな学力をつける教育、それから2つ目が郷土を愛し、夢と誇りを持つ教育、それから3つ目が生きがいを見つけ、自立を目指す教育、この3つを柱にして将来の佐渡を担う人材の育成を図っていききたいと、そのように思っております。

それから次に、図書館の整備についてのご質問でございますが、これは中央図書館の整備につきましては先ほど荒井議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、今後は増築や新築または既存の建物等の活用を視野に入れて検討をしていきたい。それから、地域の図書館につきましては市民の要望が多かった土曜、日曜の開館時間とか、それから閉館時間とかありましたので、今モデル的に真野図書室、相川図書室、赤泊図書室で11月から来年の1月まで試行をしております。今後は、試行結果を検証して平成26年度以降の開館日や開館時間を考えてまいります。また、それぞれの図書室といいますか、図書館の業務量に見合う人員の配置も必要かなというように考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質問を許します。

○8番（中川直美君） アベノミクスの効果が全くない、まさにそのとおりで、T P P、原発についても全く問題だというのは市長のこれまでの認識だし、きょうの認識もそうなのですが、それでただ1点違ったのが社会保障関係をどう見るか。例えば24年の6月議会にうちの中村議員の質問に、消費税問題どうなのと言ったら、国が金ないのだから、福祉を考えたら必要だと答えて、私は消費税増税反対ではありませんよと言っているのですが、資料にも示しておきましたが、この前これも強行採決されたのですが、①の社会保障の改悪スケジュール。介護、医療、年金、保育、これだけではないのですが、まだあるのです。例えば国民健康保険とかも含めてあるのだけれども、こういっためじろ押しなのです。そういう意味でいうと、後段のビジョンとの関係でいうと、今でも深刻な市民の暮らしや経済状態の中でこういった国の悪政がどんとやってくるのだから、ここをどうするかということを例えばビジョンにやっぱりしっかり位置づけていかないと、あなた方まだ法律が決まっていませんから、決まった段階で考えますと言うのだけれども、今からやっていかないと私いけないと思うのですが、どうしてこういった問題をきっちりビジョンの中に入らなかったのですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

こうした社会保障制度のあり方について国でいろいろ議論されているところでございますが、それを今後の将来像として位置づけるには不確定な要素が多過ぎるため、まだ将来ビジョンに位置づけられていないというのが現状でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 不確定もくそもないのです。こんなものは、どこの新聞見たって出ているし、確かに最後は決まっていないです。プログラム工程表というのは、これは3党合意だったのだけれども、この流れの中でやるということを枠組みし、枠をはめてしまったのです。この中で例えば介護保険でいえば、所得によれば若干動くことはある。私一番失敗は、今藤井総合政策監が登場して、ああ、なるほどなと思ったのですが、国の役人に地方自治体のあり方ややっぱりつくらせてはならぬのです。国のやることにこれ反対できない。

では、聞きますが、何で認知症カフェが入っているのですか、佐渡市の最上位計画として。

○議長（祝 優雄君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

認知症カフェについてのお尋ねでございますが、ご存じのように今年度から認知症の総合政策推進事業ということを始めました。その中で物忘れ相談、認知症カフェということで今踏み出しているところでございます。将来的に認知症カフェの重要性もさることながら、認知症の総合政策推進事業の一環でこの事業を組み立てるということで、ここの数値に上げさせてもらったということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私認知症カフェ悪いと言っているわけではないし、認知症カフェ問題やるのだったら私も大分調べてきてありますから、やります。これも大切なことです。この前議員のほうからもあったけれども、世界的なサミットが認知症の問題でやられるぐらい重要な問題なのです。これはわかっていま

す。ただ、資料②に出しておきましたが、特養待機者の状況、例えば特別養護老人ホームに入りたい方が500人近くいるわけでしょう。先ほど市長も言ったけれども、アベノミクスなのだけれども、市民の暮らしよくなるという中で例えば介護の問題見ていったって、もっとひどくなるわけでしょう。そういう意味でいうと、そういった問題にきちっとやる必要あるのではないか。市民の方もよく見ていると思うので、将来ビジョンの最後の成長力強化戦略指標、これが最上位の計画で、高齢福祉のところという認知症カフェをつくる、私これでは余りにも悲しいのだと思うのだが、もう一点この関連で聞いておきたい。この中に例えば今高齢福祉の関係では認知症カフェというのがあるのだが、社会福祉の今これから本当に充実していかなければならない、高齢化の多いところですから。どうして社会福祉課関係のものはこういうふうな数値として上がっていないのですか。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明申し上げます。

子育ての支援といたしまして、平均月額保育料の順位を20市の中の1位ということで考えたいということとで指標を上げてありますが。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今のは子育て分野ですね。地域福祉計画の中に子育てが入らないとは言いませんが、例えば去年甲斐市長になった途端に地域福祉計画の第2次計画つくったわけでしょう。あれは高齢から子供までということの中で、その中で県内20市の中で保育料最低を目指すというのは私今の答弁あったから評価しておくけれども、これも悪いことではないのです。認知症カフェも悪いことではないし、そういったことも悪いことではないのだが、佐渡市の一番上にする計画が私はこれだけでは非常に情けないのだろうと思うのだが、今社会福祉課長せっかく答弁をしていただいたので、確認をしておきますが、資料①に示しておきましたし、市民厚生常任委員会でも大分議論になっているのですが、保育制度この後変えられます、大きくざっぱりと。保育料負担も、負担のあり方もざっぱり変わります。そうすると、変わってもあなた方はビジョンに上げているように20市の最低の保育料を目指すという理解でよろしいのですね。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明申し上げます。

引き続き保育料の軽減に努めるなどしまして、子育てに係る経済的負担とか精神的負担の軽減を図り、子育てのしやすい島づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますということで将来ビジョンにもうたっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 答えになっていないけれども、20市で一番低いを目指すのだと言ったというふうな理解しますけれども、そこではちょっと、総合政策監になるのかな、地方自治法が変わって基本計画や総合計画は策定の法的義務づけがなくなったのは確かなのです。だけれども、ご承知のとおり全国の自治体の中で変わったけれども、やっぱり市民とともに総合計画をつくっていく、そういったところも多いではないですか。なぜやめたのですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君）　ご説明いたします。

確かに全国の自治体においては、従来どおり総合計画策定するところもございますが、そのいろいろな議論のある中で、各自治体において重点的な分野をしっかりとめり張りをつけて位置づけるために行政主体で行うという自治体があることも事実でございます。今回義務づけが外れたことから、今回佐渡市としては総花的な計画ではなく、めり張りのついた計画を策定していくということで今回このようなビジョンの見直しを行いました。

○議長（祝　優雄君）　中川直美君。

○８番（中川直美君）　地方自治法に定められていた総合計画がなぜ枠組みから外されたかということ、最近はやりで言う市民派市長とか市長マニフェスト、ローカルマニフェストが、ご承知だと思うのだけれども、出てきたことによって過去に立てた総合計画との矛盾が生まれたりするということも含めてあるのだが、では何で31年までにしたのですか。

○議長（祝　優雄君）　総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君）　合併算定替が31年まで段階的に削減されます。その31年を見据えて今後の財政規模を見据えた行政の運営のあり方ということで31年を目標年度としております。

○議長（祝　優雄君）　中川直美君。

○８番（中川直美君）　私今言いましたが、市民派市長と俗に言われるのがいて、ローカルマニフェストということで言うならば、それ何言いたいかというと、さっき言ったことは過去に決めた過去の市長と市民でつくった計画に新しい市長の政策が合わないこともあるからというのが1つは大きな理由なのです。だとしたら、私は市長の任期のところまで区切れればいいのではないですか。例えば今でもそうだと思うのだけれども、静岡のある町では1年ごとにこういったことをつくってやっているというところもあるし、市長の任期ごとにやるというのが私正しいと思う、ある意味。平成31年に交付税が減ということは、合併する前からそんなことわかっていた話だし、それをわかっていて合併してきたので、今になって平成31年問題だと言うのだけれども、これは合併する前から制度上こうなるものなんていうのはわかっていたわけで、そういう意味でいうと平成31年ではなくて、この後も市長２期、３期とやるから、そういう31年までしたという答弁が来るのかと思ったのだけれども、その辺どうですか。結局31年まで今最上位の計画つけてしまって、しかもこんなめり張りつけ過ぎているのです。新しい市長が福祉中心の市長出てきたら、これ産業中心ですよ。きたら、この将来ビジョンまた変えなければいけないのではないかと。違いますか。

○議長（祝　優雄君）　総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君）　議員ご指摘のとおり、首長がかわった場合においては各自治体における最上位計画、義務づけも外れておりますので、首長の考え方によって変わる可能性はございます。今回31年というのは、あくまでも合併当時からわかっている一本化ではございますが、それが今現に目の当たりに来ているところでございます。10年後将来だと思っていた話が今日の当たりに来ておりまして、毎年度ごと現実に来ているというものを改めて認識する必要があることから、この危機感を改めて真面目に考える必要があるということで、このタイミングで改めて見直しをしているというものでございます。

○議長（祝　優雄君）　中川直美君。

○８番（中川直美君）　何だかよくわかりませんが、④、例えばこれは佐渡市になって５年を経て、

前の総合計画というのはよくできていまして、基本構想に5年ごとに市民からアンケートとってやって、そのクロス集計です。4の1、これは私がつけ加えた、あなた方少ないから。今ビジョンで書いてあることで言えば、例えば観光、農業、若者定住だったり、雇用環境だったりする、それやっているのです。最優先とすべき施策の中で確かにやっているのだけれども、市民のアンケートではどうかというと、障害者の福祉の充実であったり、高齢者の福祉の充実、学校教育の充実、こういったものなのです。高齢者福祉がこれだけ切実に求められているにもかかわらず、私は認知症カフェだけというのは寂しいと思っております。ちなみに、ちょっと言っておきますと、4の2、これは何度もやってきているのですが、合併してどうなったかと聞いたら、市民の声はどうなっているかということ、ほとんど反映されていない。よく反映されているというのが0.5%。4の3、合併によって行政サービスが充実したかといったら、全体で約7割の人が変わらない、余りよくないと、こう言っているのです。4の4は市長も言ったところなのだけれども、逆に言えば、私さっき言いましたが、新潟日報の社説でも出ていますが、31年問題を見据えて合併をきちんと検証してこれから進んでいくことが必要ではないかと言っている。ということで言えば、少なくとも合併して6年目ごろに市民はこういったことをやっている、こういった問題を1つ解決することが大きな柱にならなければならないと私は思うのです。それともう一つは、確かに合併する前から交付税が理論的に減るなんていうことはわかっていた。厳しいけれども、どうやってやっていくか。市長は、この後やるのだけれども、庁舎問題で言うと、庁舎の位置問題は合併協議会の議事録が偏りです。合併する前には、市民に新市建設計画マスタープランも示すし、今よりもよくなるのだといって合併してやってきたのだから、たとえ財政厳しくたって市民の期待に応えるような行政運営に頑張してほしいというのが私市民の声だと思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ちょっと答えがあれなのですけれども、さっきから話をお聞きしていると、この将来ビジョンについてまず何で31年かというのは、これは総合政策監から説明したとおりなのです。私も悪いことしない限りあと2年あるわけでありまして、それは2年後のものをつくってビジョンをつくれればいいということになるだろうけれども、それではなくて、やっぱり31年にはこうなるということがある程度見える段階で単年度、単年度その計画をつくり、工程表をつくり、それを進行管理をしていくということでございますし、これはやっぱりそれでいいと思っています。

それから、もう一つ、福祉の部分とか高齢者対策、子供なんていうことについて私は今回の成長力戦略の一番冒頭に4つのこと掲げたのです。その中で明快にうたってあるはずなのです。それは、やっぱり私はそのことが必要だから、そこにうたったわけございまして、全てのものを網羅するというのはなかなか面倒ですから、それは工程表の中でやっぱりやっていかざるを得ないのかなという感じはしております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これは、11月14日付の新潟日報の社説です。この中に佐渡市も名指しで入っていて、佐渡市のことを書いていて、今後の対応は住民サービスの低下は避けられないとか、合併の意味を検証して前に進む必要あるのだよと、こう言っている。ここにやっぱり視点を置くべきだし、そこで具体的にちょっと聞いておきたいと思います。高齢福祉課長と問取りでも大分やりとりをしているので、聞いておき

ますが、私資料⑤で2025年の人口問題をあなた方のビジョンから引っ張り出して出しておきましたが、今一番切実なのは高齢化の問題です、確かに。国の方向は、2025年まで何やると言っていますか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

2025年ということですが、まず第1点につきましては地域包括ケアシステム、これは昨日も質問がありましたので、お答えをしましたが、その構築を早く目指すということが1点でございます。それ以外に来年度新しい第6期の介護保険事業計画を策定するわけですが、その中に2025年を見通した中長期的なプランニングを立てるということの特に今回国のほうからそういう流れが来ております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 国の社会保障も問題なのです。あなた方が最近よく口にする自助、共助、公助という言い方するのだけれども、市長も今回の議会の中で過去の社会保障制度というのは1970年代のもので、新しい方のもの求められるというのは国民会議が言っているそのものなのです。それは、なぜかといったら、市長もさきの答弁で言ったのだけれども、国は社会保障にかかわる財源を切り捨てたいというのが意図なのです。だから、①に示しておいたように、こんなことになっている。今高齢福祉課長が言ったのは、国は施設型の介護はやめたのです。やめるのです、金かかるから。都会に行くと、100床ぐらいの建てるのに200億とか、えらいかかるそうですから、やめたのです。地域で高齢者がどう暮らせるかというところに焦点置きなさいよ、あなた方がやっているのはケアという言い方するのだけれども、ケア、治療という部分が抜けているのです。だから、私は地域包括ケアシステム、そういった概念でやっぱり地域につくっていく、これは一長一短でできないことなのです。団塊の世代がふえるから、今からそういった視点でやっぱり頑張っていく必要があるのではないですか。ご承知だと思うのですが、新潟県内の中でも進んだ事例ありますよね。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明します。

事例のことでございますが、新潟県内の中で長岡市が取り組んでおります。長岡市は、今議員からもお話ありましたように、施設よりも居住系サービスということをかねてから充実に力を入れておりまして、今回も地域中心の施設と住民と結びつきを図ってのプランニング、それから施策を展開していこうということで考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今度介護保険事業計画でできるのだけれども、介護保険事業計画というのはやっぱり介護保険の中身でしかないのです。地域福祉計画、これ社会福祉課だけになっているのだけれども、そうではなくて、こういった地域福祉をどの辺でどうつくるかというやっぱりトータルコーディネートが必要だと思うのですが、そういったのを総合調整しているのはどちらになりますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

地域福祉計画につきましては社会福祉課が担当しておりますので、地域福祉計画のモットーというか、

今まで決めたことに基づきますが、横断的に打ち合わせをしながら検討していきたいと、このように考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） この問題、最後にします。どうですか、これ私最上位計画と呼ぶには市民の参加が少な過ぎる。パブリックコメントで寄せられた意見も説明ありましたが、ほとんど新穂の行政サービスセンターにかかわる意見だった。これ最上位の計画という頭をとりませんか。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

総合計画の策定義務がなくなった後、将来ビジョンを最上位計画として位置づけていきたいと思います。市民からの直接のパブリックコメントの件数が不十分というご指摘かもしれませんが、市民の代表たる議員の皆様計３回ご説明し、意見も伺っておりますので、最上位計画として位置づけたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 今の言葉を議会論的にとると、議会の議決を求めるというふうに私らは言われたようなので、そういうことでよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 議会の議決ではなくて、ご意見をいただいたというふうに申し上げております。我々の策定している案について皆様のご意見、ご感想をいただきまして、それを踏まえて執行部のほうで判断して策定した計画でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 地方自治法に定められていて最上位計画というのは、あなた方議会の議決も経て初めて最上位計画と言われるのです。議会のご意見を聞いたから最上位計画とは言えないのです、我々地方自治法の関係からいうと。そういう意味では、ではあなた方議決とったらいいいではないですか。ほとんどオール賛成与党がいるかもしれないし、通るかもしれないですよ。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 見直しの当初からご説明しているとおり、我々執行部としての考え方を示すものであるという位置づけでいかせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 重要なので、確認ですが、執行部の考えとさせていただきたいと思いますということは、最上位という計画の冠をとるという理解でよろしいのですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 執行部としてこれからの行政運営を行っていく上での最上位計画でございます。今後の市政運営に当たっては、当然今後施政方針、個別計画等、予算編成等でございますけれども、その際の運営の最上位計画として位置づけていき、各年度予算等々は議会にお諮りをしていくというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今言ったとおりなのです。これは、執行部の中の最上位の計画なのです。市民の皆さんに押しつけるものではないのです。これは、あなた方のものなのです。議会一緒に巻き込まないでください、こういう計画の中に。ということを指摘をしておきます。最上位の計画というのだったら、やっぱり市民とともにつくる、それが最上位の計画だということを指摘をしておきます。

この期間で大変問題になっている補助金関係、委託金関係の官民協働委員会についてお尋ねをいたします。例えば市長そう言ったけれども、官民協働委員会の中では将来の施策の方向を検討しているというのだが、それではなぜ要綱で重要政策の解決、実践となっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどご答弁申し上げましたように、官民協働委員会の中においてはひとつ佐渡市のこれからの方向というものを出すということが一番狙いでございます。それに基づいてどういう計画を立てていくかということが判断材料となる。ただし、そのときに出てくるのが過去のやっぱり実績、そういうものの原因究明もやっていただかなければならないわけでありますから、そういうふうに書いてあるから、どうだということではなくて、私としてはとにかく方向を出してもらいたい、方向を出すというのが基本的な考え方でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ですから、実践、進行管理というのはどういうことですか。

それと、過去のことも情報公開であなた方少しずつ上げるようになったのだけれども、官民協働委員会で予算の話しています、この補助事業はふやすべきだとかと。私きょう持ってきていますけれども、しているのです。

では、聞きますが、平成24年、25年、地域振興官民協働委員会の補助金は何団体に出ていますか。委託料。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 地域振興官民協働委員会の委託料は、1団体に出しております。

〔「幾ら出ているの」と呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（藤原 淳君） 300万円でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今あなた地域振興課だけなのでしょう。私がいただいた資料で言うと、イベントだ、国分寺市だ、入間だ何だかんだ、これ私中身が悪いというのではないのです。平成24年が1団体のNPO法人に、一番高いのが今言った24年は300万円、24年は466万円、25年になったら、現在ですよ、300万にこれは559万円も出しているのではないですか、全体として。結果として、あなた方の要綱で言う企画、実践、管理、確かにそれはあんなところで予算の査定はしませんけれども、政策を決めてあなた方一緒になって1団体に補助金回しているということになるのではないですか。私決算審査特別委員会でも指摘をしておきましたが、李下に冠を正さずではないけれども、もしこういった補助金はその団体のところに行くとするのなら私そういった委員にならないというのがやっぱり市民から見て全うではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

議員のおっしゃるほかに、先ほど申し上げた委託金のほかに委託料が全部で5項目出ておりますが、先ほど申し上げた以外のものについては官民協働委員会で議論した事業ではございません。したがって、1件と私先ほど申し上げました。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、先ほど言ったでしょう。あなた方地域振興課から出ているのはそういうことなのだけれども、この補助、委託料の中身、補助金もあるのだけれども、委託料の中身でいうと、結果としてそういったことになっている。だから、法令審査要るのですか。企画、実践というのは、一体具体的に実践できるものなのですか、こういった官民協働委員会という私的な諮問機関が。行政改革課長かな。

○議長（祝 優雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） 企画、実践、それから進行管理につきましては、企画のほうにつきましては、先ほども言いましたように、事業の施策の方向性というものを出示していただくということになりますし、それから進行管理等につきましては当然行政、我々のほうですが、その中でも委員のほうから意見等をお聞きするというものです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 藤井総合政策監に聞いておきたいと思います。国がこういった審議会みたいなもの、私過去にも聞いているのだけれども、審議会みたいなのは多過ぎてだめだよと、こういったものについては余りつくらない方向でやるべきだという国の指針があります。その中身について知っていますか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 国の審議会につきましては法定審議会ですので、整理はされていると思いますが、特に内閣官房等国の機関における有識者会議については重複しているもの、あるいは休止状態にあるもの、そういったものが多うございますので、その都度見直しをしているというものは存じ上げております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 行政改革課長知りませんか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

今総合政策監が言われたような方向で行革の中でも各種委員会の見直しということは同じ趣旨でやっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 国の審議会等の設置に関する指針というのがあるのです。そのところに何と書いてあるかという、私読みます。こういったものについては、そのほかに意見提出の手の活用や公聴会の活用、関係団体の意見を聴取することによって可能だから、いたずらにこういった審議会をつくるべきではないよと。特に小泉内閣以降、私的な諮問機関というようなことを指して言っているのです。あなた方の私的な諮問機関というのだから、市長が言うように施策について検討したかったのなら、その都度いろ

んな人から集まってもらって話聞けばいいのです、何も企画、実践するみたいなことにしないで。私は、そう思うのだけれども、私は国の指針、国と地方違いますよ、そこから見てもやっぱりおかしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 国の法定の審議会については、当然法律に定められているとおり行います。自治体において例えば有識者をアドバイザー的に、某大阪のほうにもあるように聞いておりますし、そういった形で国とは違うあり方で有識者あるいは専門家の意見を聞き入れるという手法は、自治体にとってはある姿なのかなと私は思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） そうすれば今議会でも議案としても出ている、今後戦略官の話もあるし、例えばこの間で言うと、地域おこし隊みたいなものもあるのですが、そうすると地域おこし隊みたいなのは非常に評判がいいのだと思うのですが、その辺の評価はどんなでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

地域おこし協力隊でございますが、現在島内に11人入っておりますけれども、評判ということですが、私にはいい評判しか聞こえてきませんが、そういうことなのであろうと。みんな頑張ってくれているのだらうというところで実際活動等を見ましても一生懸命やっておりますので、評判どおりなのであろうというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 地域おこし隊もそうだし、今度やろうという戦略官も正式ではないから、公務員という扱いになるわけなのです。ビジョン見ても感じるのだけれども、ではあなた方今後こういう組織内部のことやっていくのか。例えば私決算審査特別委員会でも言いましたが、市場テスト化法というのがあります。建設課を丸々そういったものに、土建屋さんのあれに応募して預けて臨時にやってもらうというのは私いい案だと思うのですが、どうですか……あなた方は、企画、実践を外から連れてきたり、いろんなこととしてやっていて評判もいい、行政がやるよりいいというのだったら、建設課を丸ごとどこかの土建屋さんから公募してもらって全体に入ってもらおうと、土建や土木の知識はいっぱいあるから都合がいいのではないですか、そういった考えもあるのですかと聞いたのです。

○議長（祝 優雄君） 中川君、どなたに答えていただきたいの。

○８番（中川直美君） 市長しかないでしょう、これ答えられるのは。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今私そういうお話ししたの初めてきょう聞いたものですから、すぐに答えられない。そうすれば佐渡市の職員をそっくりみんなが全部やめて民間がやればいいのですね、これは。そういうことと同じことなので、今官民協働委員会と建設課を建設業者全部入れてやるというのは、ちょっと何か合わないところがあると思いますが、それ以上のお答えは今のところちょっと頭の中浮かびません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 私どもそういう考えではないのです。ただ、私が言いたいのは公務公共労働って一

体何なのか。あなた方は、ビジョンの関係でもアウトソーシングだ、民営化だということ言うのだが、公務という仕事は一体何なのか。そこをしっかりとらないで、さきの市長の話では言われているという里山資本主義の話ではないけれども、金計算だけで仕事考えては私はいかぬと思っている。官民協働委員会のあり方について言えば、企画、実践、進行管理というのは今回の資料、前回にも示しましたが、地方自治法の法律から見たら全く問題外です、幾ら何を言おうが。このことを強く指摘をしておきます。

次に、時間ないので、本庁舎問題に移ります。本庁舎、例えば市長も今回繰り返し言っていますが、用地問題がある。用地問題を解決できなかった場合はどうするのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 庁舎を建設するとかなんとかという以前の問題として、借地を解消するということは、これはもうあるわけですから、当然借地を解消した上でこれをやるということが条件になるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） ですから、だめの場合もあるわけでしょう、借地だから。借地解消できるという見通しついたという理解でよろしいのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地主がいるわけでございますので、今地主と一生懸命当たっているという段階でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） それはわかります。だめだったら、では場所を変えるという理解でいいのか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） だめだったら場所を変えるということはありません。それは、何度も私申し上げているように、それが正しいかどうかということはそれぞれご判断をいただくわけではありますが、私の唯一のよりどころというのは合併協定書でありますから、これはどうしても守っていかなければならない。したがって、そこの場所は借地が解消できなければ私は建設というのはあり得ないと思っています。それは、はっきり申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） そうすると、借地がだめだったら、これは防災や災害でいうと、想定外の想定をしるということらしいですから、借地がだめだったら増築を諦めるという理解でよろしいのですね。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今先ほどから申し上げているように、合併特例債が５年延びた意味というのはどこにあるのか、そして効率的な行政運営はどうであるのか、そのことを考えてこれを今やって、そのために借地を解消するということで今一生懸命やっているわけです。したがって、それをまず見てください。その上で判断をいたしますし、やっぱり借地解消というのは庁舎建設とは全然関係ないこと、前にやらなければだめなことなのですから、借地の上に建てるというわけにいかないのです。それは、もうご理解をいただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 総合的に借地がだめだったらだめになるのだなと私は理解をしましたが、そこで資料⑧、議員全員協議会か何かでも私言ったかな、新市建設計画等特別委員会かもしれませんが、つまり現在の本庁舎建設、市長は増設だ、前にも言いました。市民は、新設よりも増設でいいのだ。たまたま本庁舎L型に曲がっているから、市民はあそこに屋根でも出して部屋を建てるぐらいに思っているのです。ところが、ここに書いてあるように、今と同じような建物も場合によれば4つ建てるわけでしょう。事実上これ新設ではないですか。市民は、このこと言うと、ええっと驚くのです。この前の一般質問にもありましたが、どこかの庁舎建設行ってみたら、まず市民の理解を得ることが大事だというのだったら、私このことをしっかりまず市民に伝える必要があると思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今まで何度でも私も申し上げているわけでありすけれども、屋根がついて4つ建てるなんていう話きょう初めて聞きましたので、せっかくここまで来ているのに、またおもしろい説が出てきたなと今思っているのですけれども、私は決して屋根をつけて4つの建物つくるなんていうことは申し上げておりません。何度も申し上げますが、22年の耐用年数があるのだから、それは使えますよと。しかし、業務の効率化という点で集めるところは集めます。それはつくります。そこには22年たったら入れるようにちゃんとします、こういうことでございますから、何らそういうことです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） いや、私も頭の中あそこに屋根出して建てるなんて思っていないのです。ただ、市民は自分の家の感覚と同じに、増設だといったら渡り廊下つくって屋根出すぐらいにしか思っていないのです。市民に聞いてみてください。今と同じ建物の場合によれば3つ、4つ建てるぐらいのものやるのだよと言ったら、大概の方は驚くと思うのですが、どうですか。こっちかな。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡全体の市民の方々のご意見を聞くというわけにいきませんが、いやしくも私の集落の人たちはそう考えておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 甲斐市長の集落の人はそう考えていないようですが、多くの市民は今の建物の大きさの3倍か4倍の建物を隣に建てるとはかなり思っていない方のほうが私は多いと思うということを強く指摘をしておきたいと思います。

では、この本筋行きます。将来ビジョンの中にも本庁舎建設問題入っていますが、これまでの前市政の流れは各地にある支所を全部なくする、そして最終的に3つの行政サービスセンターに31年までするといったのを市長はやっぱりこれは地域のために残すと転換した、私そのことは大賛成だし、そのとおりだと思っただけけれども、例えば今集中で問題になっているのが新穂の体育館潰す、資料館なくす、行政サービスセンター動かす、図書館もなくなるとなっている例えば新穂見てもそうなのだけれども、甲斐市長の地域を残すということでいくと、例えば両津であり、小木であり、今言った新穂であり、ああいったところの支所はもう老朽化出てきても、壊れてもおかしくないわけでしょう。そういう意味でいうと、甲斐市長の思考回路でいくと、まずそこからきっちりやっていく必要があると思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 古しくなって解体をしなければならないところは解体をしなければならぬですよ、それは。ですから、危ないところを解体しないでそのまま使うなんていうことは決して考えておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） そうすると、財政が厳しいのだけれども、本庁舎は建てたが、金がないので、支所や行政サービスセンターは知らないという態度はとらないという理解でよろしいですね。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 行政サービスセンターは知らないという意味がちょっとわかりませんけれども、もうちょっと大きな視点で私は考えており、つまり合併をしたことによって過疎化が進み、地域間格差が進みました。それを何とか解決をしていかなければならない。そのためには、地域の人たちがみんなで出し合って地域を変えていかなければならない。その核となるのが支所、行政サービスセンターでありますということです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 支所、行政サービスセンターを地域の発展の拠点、かなめにするというのは私大賛成です。ぜひその方向でこの庁舎建設問題も私考えていく必要があるなというふうに思っています。

そこで、１つお聞きをしたいのですが、防災のためにやるわけですが、合併特例債の関係で。私この間離島関係の本も大分読んでみたのですが、3.11の災害も含めて。佐渡にとって防災という言い方をしたときに本庁舎があるだけでは私だめだと思うのですが、その辺はどのように考察をされていますか。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 防災の観点から申し上げますと、本庁舎というのは市の防災拠点、防災の核として存在するものであります。しかしながら、これだけ市域が広い、地域的にもいろいろあるということは地域防災拠点としての役割を担うものが必要であると、これが支所、行政サービスセンターであると。その位置づけをもって今後とも整備等進めていきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 小さな離島だと、今やるとして、本庁舎みたいなものがしっかりしていてもいいのです。佐渡みたいにこれだけでかとい、考えればわかることなのだけれども、例えば新潟県の中で数年前に山のほうで大雨の洪水があって集落孤立が生まれたのです。今局所的な災害でしょう。この前の3.11みたいなすごい災害ばかりではないのです。いろいろ聞いてみてははっきりするのは、孤立したときにその地域が連絡の手段がないのが１つ。もう一つは、そのときに例えば行政サービスセンターがあったりしたときに権限がないので、何もできないということです。この２つが一番大きな問題だと言われている。ところが、小さな離島は大体１カ所だけれども、佐渡は広いからこそ地域かなめのやっぱりそういった私体制が要ると思うのですが、その辺はどのように検討されていますか。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今支所、行政サービスセンターと地域防災力の強化という観点から協議していることをご説明申し上げます。

今ほどこいざ災害時の権限という部分がございました。その部分も今本庁主導でやっておりますけれども、災害発生時、災害応急対策時、そういう部分の権限をどうするかというのを協議しております。いわゆる

即応力の強化という観点から支所、行政サービスセンターと今協議を進めている段階です。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が言いたかったのは、合併特例債が延びて借金ができるようになったのだ、これは防災のためだから建てる、私はそれいいと思うのです、離島だし。いいと思うのだけれども、その前に考えなければいけないのは大きな離島だからこそ孤立集落ができる、地域分断ができる。新潟でもそうなのだけれども、新潟の陸続きでさえ孤立をしてしまって、いざ出先の支所と言われている支所が権限ないから何していいかわからない、それと双方向の通信もできない、この2点だと言われているのです。ですから、ぜひ防災の面で本庁舎を増築する、市民には誤解を私は受けていると思うのだけれども、するというのは、そこは私きっちり合わせてやっていかないと幾らいい要塞基地ができたって局所的な災害が今多いわけですから、そこは私考えどころがある。だからこそ、これビジョンに藤井総合政策監が入れたのだろうなというふうに私は思っていたのです。このことを言っておきます。

時間がないので、次に進みます。いわゆるいじめ防止法の関係です。先ごろも11月1日の新潟日報の新聞記事にも学校でのトラブルの問題が出て議会の中でも問題になりましたが、いじめ認知件数あるいは不登校の児童数、これちょっと多過ぎやしませんか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

いじめの件数等につきましては、これは正確に把握しようと思うと多少ふえていくとかというのがありまして、これは全県が6.6に対して4.76というのがこの数字だけで少ないのか、少ないということを見逃しているのかということもあるのかなと思います。そういうところを注意していかないといけないということ。それから、不登校のほうにつきまして以前にもどなたかの議員のご質問にお答えしたのかちょっと忘れましたが、不登校につきましては全県の数値よりも多くなっていると、多い傾向がずっと続いているということで、これを何とか少なくしていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回のいじめ防止法をどのように捉えていますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今まで成文化されなかったものが成文化された例えば地方公共団体の役割とか地方の教育委員会の役割、各学校の役割、そして家庭といいますか、保護者の役割というようなことが今まで成文化されていないものが成文化されたということで、これは一定のよさはあるというように思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 自民党が法案提出前に厳罰化のようなこともあったのだけれども、その辺は若干緩和されている。今教育長が言ったとおり、わかりやすいようにこれまでのものを成文化した部分なのです。

では、現在具体的にどういった対応をとっていますか。いじめというのは、ささいなことも含めて学校全体、父兄全体、子供全体でなくしていくというスタンスをとらないとこれいけないわけなのだけれども、

どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

いじめも不登校も学校の中で起こっている問題ですので、私ら主体的に捉えていかなければいけないということで、この両方とも本来であるならば早期に発見して早期に対応するというようなことが大事でありますし、学校だけではなくて、それを保護者とか地域とか連携しながらなくしていくようにしたいというように今そういう取り組みを進めております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） ささいなことも含めて保護者から意見寄せてもらう、子供からも意見寄せてもらう、地域からも意見寄せてもらう、そういったことも含めてそういったことを学校側に知らせる、教育委員会に知らせる窓口というのはどのようになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

学校に対しては、そういうことがあれば報告を上げてほしいというようなことは常々指示していますので、報告しなければいけないことがあるときには学校のほうは教育委員会に報告していただくという、そういうことになっております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 学校ではなくて父兄や子供、子供もそうだ、地域の人もそうなのですが、その窓口です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） きちっとしてこの窓口というようには定めておりませんが、各学校は自分の学校の地域があり、自分の学校の生徒がいるわけですので、学校へお話しくだされれば一番いい、そのように考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 現実問題として、この間いじめや不登校の問題で一番問題なのは、学校側はこの発生を抑えたい。抑えたいというのは、なるべく数小さく見せたいのです、教育長が怖いから。一言で言えば。いや、学校の先生方って非常に管理されていて、今どんな本読んだって出てきます。自分のクラスのいじめや不登校問題を教師の中で相談しようと思うのだが、相談しようとしたら、おまえはそういった実力がないのだというふうにいじめられる、先生から。だから抱え込んで、そんなもの常識ではないですか。私言いたいのは、どんなささいなことでもやっぱり拾っていく、間違いもあるかもしれないです。そして、学校全体でチームワークとして対応していく、そのこと私重要だと思うのですが、ところがこれ過去にも出しておきましたが、⑫、新潟県の教職員の勤務の実態。先生方は、こう言っているわけでしょう。日々困っている教育活動は何か。1 位は個別指導の時間がない、2 番目が児童生徒とのふれあいの時間がないと、こういう状況なのでしょう。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

小学校も中学校も学校にいる時間帯の圧倒的多数の時間が教科の授業というか、学習活動をしていますので、そうするとどうしても個別指導の時間がとれないとか、ふれあいの時間が少ないとかという、結果的には毎日5時間とか6時間各教科の勉強の時間がありますもので、こういう結果というか、アンケートをとると、こういうことになるのか、そのように考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今先生方忙しいというのは常識なのです。9時、10時まで電気ついているではないですか。あなたも教師だから、よくわかっているのではないですか。そういった意味でいうと、例えばこの資料、これいじめ防止対策推進法の抜粋、これ文部科学省のそっくり出しておきましたが、早期発見のための措置であったり、相談体制の充実あるいはいじめ防止等の対策に従事する人材の確保というのはやっぱりきっちり私していく必要があると思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 今回のいじめ対策の法案で学校側といいますか、その設置者というのでしょうか、私ら教育委員会のほうがやることとしまして、道徳教育の推進や体験的学習活動の推進をするとか、早期発見、早期対応をするとか、相談体制の整備をすることというのが私らのほうの教育委員会が整備してやらなければいけないことだと思っていますので、今も現にそういう体制もございますが、この後もまたなおそういうことに意を配しながらやっていきたい、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料③、佐渡市の小中学校のいじめ、不登校の状況です。例えば見ていただきたいのですが、真ん中ぐらいにある長期欠席者の児童数、平成25年の2月1日で50人でしょう。2、3、決算くくってみたら、その上へ行くと58人で、8人もふえているではないですか。違いますか。それで、ここに書いた24年の1,000人当たり、新潟県の平均が不登校で言う10.7人なのに、佐渡市は14.5です。高過ぎると思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これも先ほどもお答えしましたが、この不登校率が佐渡市の場合が10カ市町村当時からずっと高目の傾向が続いておりまして、これがひとつ本当に学校教育の中で課題だなということは私現職のときというか、以前からもずっと考えておりまして、やはりこの率を低くすることが佐渡市教育委員会としましては大きな課題の一つであると、そのように捉えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今いじめも不登校も昔と違って境目がなくなっているわけでしょう。これは、いじめというのと不登校というのをこれ別々に考えるべき時代では私なくなっていると思うのです。そういう意味でいうと、抜粋の中にもあるように、複数の教職員あるいは心理、福祉等の専門家、これをやったりきっちり配置をした組織、先ほど教育長の話だと、連絡協議会、第三者機関という話があったのだけれども、これをやるには予算が要るわけなのですが、そういった予算要求はしていますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 専門機関等の設置に関する費用につきましては、まず設置機関の必要性の有無を今検討する状況でございますので、当初の予算云々ということは今現在は考えておりません。

〔「何だかわからない」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） 専門機関の設置の件ですよね。それに関する予算等につきましては、具体的に設置の有無等も決定しておりませんので、そういった予算につきましては今現在考えてございません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 市長、どうですか。市長は人材が大事だと言うのですから、私は一人の子供でもいじめや不登校になってはならないし、させてはいけない。11月1日のときの記事の話で言うと、教育長はまあ子供というのはいっぱいいるものですからみたいな、1人や2人なってもいいみたいなことを言ったけれども、やっぱりこれは大人が頑張るしかないのです。社会が頑張るしかない。私は、佐渡の子供たちへのキャリア教育というのもいいかもしれないけれども、現実で言うと、今言ったようなこういった状況なのです。不登校率で言えば、新潟県の1,000人対象で言うと数値は高い。だから、この前のいろんな事件にも私はつながっていると実は思っている。必要な人的措置、やっぱりこれ私やるには予算要ります。そういった場合、市長はどのように考えますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このいじめの問題については、それは学校では教育委員長もいるし、教育長もいるし、校長先生もいるし、教育指導の人たちもいるわけです。皆さんが一生懸命やっていると聞いています。例えばある程度の予算があって、それによってこれが直るということがあれば、これはやらなければだめだと思うのです。ただ、きょうの資料見てもそうだけれども、私が何でもかんでも予算つけないというようなことまでおっしゃっているようだけれども、そんなことないのです。つまりそれが必要ならば、それが私のところに訴えがないのです。だから、私はどうもひきょうだと思って、自分たち理論武装ができないくせに、それを市長に吹っかけているような感じがしてしょうがない。もうちょっと勉強して、理論武装して、必要なものだったら必要だと言えればいいのだ。そうすれば私そんなばかなこと言いません。図書館の問題、図書室の問題だってはっきり言っているのです、人材が必要だし、図書が必要だと。だって、図書がこれだけおかしいというの訴えてこないではないですか。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 何か私が怒られたような気がするのだが、教育委員会を怒っているのです。ただ、1点だけ言っておく。市長の言っているの私よくわかるのです。例えば今中教審とかであり方会議で教育委員会は市長の附属機関にしたらいの云々というような議論のある中で、市長は今言ったように教育委員会は教育委員会の分野でちゃんと市長部局に言っていよ、私それは評価しているのです。そのとおりなのです。だけれども、そんなこと言ったって無理なのです、今の教育委員会は。ただ、その点で1つ言っておきたいのは、いじめ防止法にも書いてあるように設置者、佐渡市長、そこの自治体の首長も含めて教育行政なのです。ですから、市長の言葉で言えば、教育委員会がしっかり言ってくるのだったら私も思っている部分はあるのだからやるという、そういう市長としての教育分野の政策というのは私は必要だということだけは言っておきたいと思います。ということなのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

私らも教育委員会の中でいろいろ考えまして、どういうことがやれるかということを考えながらやって

おります。ただ、むやみに予算を要求して、では市長がたくさん予算をつけてくれたらそれでいいかという問題ではないということがございますので、その辺のところはまたよく考えながらやらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、教育長はここに書いてあるように、いじめ防止の対策の措置を実効的に行うには複数の職員体制や福祉等、心理あるいはそういった専門家が要るのだというのだけれども、私たちはお金がなくてもやれますと言ったようなものなのです。そういうことでいいですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

お金がなくてもやりますということではなくて、佐渡の場合、小中学校合わせて38校ありますもので、例えばではその38校に全部その文言に書いてあるような人が配置できるかどうかという問題もありますので、そのことについては私らのほうが教育委員会の体制としてどうやれるのかということのをこの後計画を立てていきたい、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今学校が多くて云々と言いましたが、あなた、この後にも書いてあるけれども、1クラス28人以上はやっぱり不登校、暴力行為がふえたり、学力が落ちるとするのは文部科学省の定義です。今1クラス28人以上の小学校のクラスというのは幾つありますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 小学校で18校でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 後ろのほうでいろいろ言うのだけれども、ここに持っているのは文部科学省が出している全国学力テストの結果も含めてやっているもので、ここに明確に出ているのです。28人を境にどうするかということが出ていまして、先行して少人数学級を導入している県、秋田の例が出ているのです、学力の問題と暴力、いじめの問題も含めて。そういう意味でいうと、やはりきちんと子供と向き合う学校の体制がなければだめなのです。向き合う体制というのは、もちろんあなた方の好きなボランティアやNPO法人もあるかもしれないが、きちんと予算をつけて人的配置をする、このことが重要だと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

文部科学省というか、そういう調査が出ているかもしれませんが、私たちのほうは標準定数法にのっとって、それで教員の人数が配置されると。そして、毎年毎年それぞれの都道府県の予算によって加配といまして、例えば人数が多い学級からまた人員を配当しようというようなことをやりながらやってきております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 文部科学省の言っているのはおかしいということのようですが、ぜひ見てください。これ文部科学省のホームページにこのように出ています。これが28人の問題、いじめとか暴力の関係、少

人数学級をやっていると、どっちが高くなっているか。あなた方誰におどされているのか知らないけれども、必要な人的配置が必要だったら予算措置の措置権者にやっぱり言っていく。そして、子供の生活支えていくという、その姿勢が必要だと思います。

時間なくなりましたので、次に行きます。図書館問題です。先ほど午前中の答弁で、中央図書館は十分に説明し切れなかったというふうに教育長たしか言ったと思うのですが、誰に説明し切れなかったのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

合築をしたいということで、一つは関係各課にうまく説明ができなかったということです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の課に説明できなかったというのは、市民に説明しましたか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

合築できるかどうかということで、市民にはまだ説明はしておりませんでした。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 一般的には、ここに出ている図書館、図書室をご利用の皆様へ、前ほかの議員もいっぱい取り上げました。この張り紙によって、これ張っただけなのです。補佐が出ていって説明するわけでもなく、張っただけで今回の図書館再編問題、地域の図書館縮小問題が始まったのだ。それで、説明不足だとして5月に市民説明会なり、意見交換会やって、そのときに、ここの本会議でも言っているけれども、地域の図書館を支所へ入れて社会教育係に兼務をさせるというのは700万円の経費削減ですよということしか言わなかったではないですか。中央図書館の建設なんていうのは、6月だかの教育委員会であなの方決めたのではないですか。市民に全く知らせていないでやっていく。最後に見てまた市長怒ると思うのですが、⑯見てください。ちょっとわかりづらいけれども、これ抜粋です。意見交換会で出た市民の意見、市民は何て言っているかということ、新穂、両津、図書館縮小するというのを行革が決めて何にも言えないのか、つまりこれ市長部局に怒っているのです、市民は。新穂、畑野、本当によくしたいなら議会、我々も怒られたが、議会と予算執行権の市長に言えと。羽茂、市に対して不信感を持っている。真野、いろいろある。市長に伝えてくれ。市長怒るのも無理もないのです。教育委員会が判断しているのを市民は、ここに書いてあるように、市が金出さないから教育委員会嫌々やっているというふうに思っているのです。市長はそういうことないと思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） だから、さっき申し上げたように、理論武装して本当に必要ならば、どこかの地域が言っていますが、市長とけんかしてでも何とかやれなんて書いてあるのありましたけれども、私真摯な人間だから、けんかなんかしないけれども、だけれども、ちゃんとこれが本当に必要なのだというものが上がってくれば私だって考えます。絶対だめだなんていうこと言いません、それが本当に正しければ。でも、その理論武装を私にしろといったって、なかなかできないのです、体1つしかありませんので。そのためにいろんな課があったり、いろんな分担があるわけです。それ以上のこと答えられませんけれども。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 何だかまた私が怒られたような気分になってしまいましたが、どうなのですか、市長、聞いてください。この張り紙 1 枚出して、市民には 700 万円の経費削減だと言って中央図書館建設決めて、今度は誰に理解してもらえなかったか、こっちの課に理解してもらえなかった、市民に理解ではないのです。おかしいと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

まず、市民説明会において中央図書館の整備については説明をいたしております。していないというふうに今ご発言ありましたけれども、それはしております。

それと、十分理解いただいていないという部分は、合築の必要性和今のタイミングという部分が十分に説明できていないということで、中央図書館の整備についてが必要だということについてはご理解いただいておりますが、どの程度の規模とか、いつまでにとか、その辺のところの説明が十分理解いただけていないという内部の問題です。市民に対しては、しっかり中央図書館の整備が必要だという部分については 4 月に説明させていただきましたので、そこについては誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 例えばこれ金井では、私も聞いていたけれども、いろいろ説明したのだ、増築だと 7 億で、新築だと 17 億だか何か話はしているのだけれども、金井見てください。その話を聞いて増築、新築はまだ決まっていないようだがとしか市民受けとめていないのだ。ということは、3 月議会だかのときに荒井議員が中央図書館建てる時には専門家の意見を聞いてくださいねと教育長に言ったら、またその時期が来たら聞きますと言っていたではないですか。そういう意味では、やっぱり地域を縮小する一方で中央図書館を何とかするという話は市民には伝えていなかった。間違いない。伝わらなかった。そのことを、時間を気にしているようですが、私もかなり気にしています。強く指摘をしておきたい。

ただ、市長、どうでしょう。市長も市民団体ともやりとりもして、図書と人の大切さは理解をしているというふうに市民団体の方は言ったのですが、午前中もあったけれども、今よりべらぼうに図書購入費ふやせとか、私はふやすべきだと思っているけれども、ふやせとか、少なくとも今の予算の枠の中で今よりも絶対後退させないでほしい。仮に支所に入れるにしても専門職員減らさないようなやり方をしてほしいというのが市民の切実な願いだと思うのですが、市長はどう考えますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私もこの図書館問題については一番前に私は図書館とか図書についての余り知識がないので、これから教育委員会なり、教育関係のほうからいろいろ勉強させてもらいますと、これは言っただけです。その結果、図書の数が足らなければ、これはやっぱり何とかしなければならない。それから、それを本が有効に読めるような、そういう体制のためには人が必要だ。しかも、それは私は資格取った人だと思っていますけれども、基本的に。だけれども、そういうものが充実するということが必要だということはわかった。建物がどちらでもいいというのは悪いけれども、そこまで思ったのです、はっきり言って。だから、その 2 つについては頑張りますよということは常に申し上げているし、それがこのくらいの図書が要ということが出てくれば検討します。予算カット、カットなんていうことばかりしてい

ません、そんなの。だから、それが上がってきていないから、そう言っているだけです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ということなので、上がっていないからなのだそうです。仮に支所に入れるにしても現状の予算の枠の中、人的配置は今のまま、ついでに言えば、あなた方この張り紙1枚で相川無人化という張り紙出したのだから、せめて相川の削減した分、今年度。それはもとに戻す要求を出すべきではないですか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

相川は、6月にも9月にもご説明させていただきましたけれども、もともと清掃担当職員が午後の時間を有効に活用する中で図書の整理を行っておりました。それで、今年度から2名体制になりましたが、その分中央図書館から行って図書の整理等を行っておりますので、今のところ現体制のままで継続するという方向で検討しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 清掃職員であろうが使っている人にとっては専門職がいたということだから、私それはもとに戻すべきだと思うし、では少なくとも仮に支所に入れるにしても今の支所体制のまま維持の方向でということをして市長に要求しますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 何度もご説明しておりますが、目指すところはやはり効率化と適正化というものは考えていかなければならないのではないかと思います。ただ、今実験を行っておりますけれども、例えば日曜日の開館とかは人が、同じスタッフでできておりますけれども、長時間化に向けては若干人手が足りない部分があります。その辺は今館長と打ち合わせをしながら、来年度どのぐらいの人間が要るのかというところを打ち合わせをしておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長、どうですか。現状維持で頑張る予算やってくれと言ったら応えますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 教育委員会のほうでどういう結論を出してくるか待っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市民の声にどう応えるのか、子供の心にどう応えるのかが問われています。終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時33分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君） 決算審査特別委員長の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

平成24年度の議会決算審査は、過去最長の延べ19日間にわたって開催され、各委員からの事前の資料要求数も過去最多の145項目、審査中の要求資料を含めると200項目に上り、細部にわたっての極めて厳しい審査が実施されています。審査の過程で不適当と思われる事例が発覚しており、先日の決算委員である同僚議員や午前中の質問で指摘があったように、補助金や交付金の支出を含めて適正を欠くものが複数判明しています。レジ袋ゼロ運動推進委託事業においては、市から推進連絡会へ平成20年度から毎年30万円の委託料が支出され、その委託料で購入したマイバッグ等をスーパーマーケット前で市民に無料で配布しているものであります。しかし、平成24年度を含めて過去5年間のうち3年間で委託金額を下回る事業費になっているにもかかわらず、余剰となった単年度委託料を市に返還せずに受託者が当該金額を翌年度への繰越金として不正処理を続けて内部留保を年々増額していたことが決算審査特別委員会の調査で明らかになっています。このことは、市と推進連絡会との契約書の第7条、契約解除要件（2）の「この契約及び契約に基づく指示に違反したとき」及び（3）の「委託業務の実施方法が不適当と認められたとき」にまさに該当するので、当該団体との契約は解除し、委託金の返還を命ずるべきであります。そもそもレジ袋ゼロ運動自体、近藤資料ナンバー7のとおり全く無意味であり、税金の無駄遣いのほかの何物でもありません。3年間にわたる市職員の精査と指導の欠如による血税の不正支出に対して執行部に猛省を求めるとともに、平成24年度一般会計決算は当然不認定にすべきものと考えます。

現在本市の固定資産税や水道料金の未収金は、一部の大口滞納者で6割以上を占めていますが、年々その金額と割合が増加して平成24年度は過去最高額となっており、全国、他市に例を見ない極めて異常な状態にあります。私は、以前からこの対策を強く訴え続けてまいりましたが、改善するどころか悪化の一途をたどっており、理事者と担当職員の緊張感の欠如と怠慢の結果であり、このことも私が当初から24年度決算を認定できないとした大きな要因であります。本市は、今後交付税一本算定に向けて年次を追っての段階的な交付税削減に伴い、大幅な予算規模縮減を余儀なく進めなければならない中で、財源確保が最大の課題であります。昨年度、一昨年度の市税、使用料等の未収金は合計約16億円であり、これが一般財源とするならば辺地対策事業債で80億円、合併特例債で53億円の事業ができます。これは、3年後の平成28年度までに計画されている本庁舎や支所、行政サービスセンターの整備などその多くが施工可能な金額であり、また福祉に充てればその向上に大きく貢献できる金額でもあります。未収金の多寡は、今後の本市財政運営を大きく左右するものであり、これを改善することは健全財政に向けての必須要件であります。昨年度の固定資産税と水道料金においては、大口滞納者上位5社の未収金が固定資産税未収金の約54%、水道料金未収金の約58%を占めており、これらに対する具体的な収納対策が急務であるとともに、7,000万を超している不納欠損額の抑制も不可欠であります。市長は、これらに対して本気で取り組むとして、先例を見ない思い切った具体的な未収金収納計画を決算審査特別委員会に示しています。市長の英断を高く評価するとともに、その成果が上がることを切望いたしております。

去る11月23日の中国の防空識別圏の設定は、国際的なルールを無視した信じられない暴挙であります。通常防空識別圏は、周辺国と協議をして決められています。中国が設定した空域は、日本の領空や防空識

別圏とも重複しているので、日本に対して何の事前通達もないのは極めて非常識であります。加えて不審機への攻撃が許されるのは領空のみであり、防空識別圏に入っただけで撃墜をにおわせる行為は権利を逸脱したまさに脅迫です。中国は、領有を主張する尖閣諸島上空を当面準領空に扱って、東、南シナ海の覇権を狙っています。日本を威嚇できればその目標を達成できていると考えているので、我が国は毅然として中国の脅威に対処する必要があります。既に中国は第1列島線とその後の第2列島線の設定を発表しています。これは、日本への侵略計画です。このことは、一昨年10月6日の一色正春氏や本年4月4日の櫻井よしこさんとの佐渡市内での面談でも意見一致しているところであります。近藤資料ナンバー1のとおり、中国の防空識別圏発表後、日米は直ちにP3C哨戒機、E2C早期警戒機及びB52爆撃機で防空識別圏を飛行し、日米共同で中国に対応する覚悟を示したことは、日本の施政下にある尖閣諸島の現状を中国が一方的に変更すれば、これに対抗するという態度を明確にしました。今後も警戒活動を継続強化し、日米安保体制を堅持しつつ、アジア各国とも共同して我が国は北方領土や竹島の轍を踏むことのないように、自国の領土は自国で断固守り抜くという日本政府とそれを支える日本国民の強固な姿勢が必要です。

さて、政権がかわり、米政策が大きく転換されます。米の直接支払交付金、いわゆる農業者戸別所得補償制度が来年度から10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減し、平成30年度から廃止、米価変動補填交付金も来年度から廃止され、さらには10アール当たり8,000円の離島特認の中山間地事業の今後の継続も不透明であります。加えて消費税の増税による農機具や農業資材の購入経費増嵩やTPP参加によるさらなる米価下落の可能性も大きく、このままでは農家の生産意欲が低下し、離農が確実に加速します。農業が基盤産業の本市は、市長の示す4つの方針を含めて国の政策をカバーすべき可能な限りの市単独農業施策の強化が必要です。農業専門家の甲斐市長が路頭に迷う佐渡市農家の救世主になれるよう大きな期待を寄せるものであります。

ペレット、まきストーブ購入補助事業は、木質バイオマス利活用を目的としたものであり、大いに推進をすべきですが、その周知時期や対応に対して市民から批判の声が出ており、今後の改善が肝要です。

赤い羽根共同募金の集金方法に対する市民の批判と反発は、極めて強いものがあります。共同募金は、社会福祉法第119条により、あらかじめ配分計画と募金目標を定めることにしている計画募金であることは、決算審査特別委員会での社会福祉協議会の会長と常務の説明でよく理解しています。しかし、金井地区の現行の集金方法には大きな課題があります。1、1世帯当たりの募金額、目安を設定していることは、社会福祉法第116条の「寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない」に抵触する。2、封筒に氏名、募金額を連名で署名、記入することは、隣の家が署名することで強制感が生ずるとともに、署名しなかった世帯のプライバシー侵害の問題が生ずる。3、集金や取りまとめをさせている市の嘱託員や集落長に対する一方的な協力依頼文書はあるものの、嘱託員会議や集落長会議等の機関決定や承認がなされていない。これらの課題を解消すべく今後の集金方法の改善措置を講ずるよう、佐渡市を通じて共同募金会に強く求めるものであります。

それでは、これらを含めて具体的に質問します。1、中国の防空識別圏に対する市長見解。

2、財政計画見直し概要と行政改革、新庁舎建設用地早期確定の必要性。

3、税、使用料等の大口滞納と不納欠損に対する具体的対策。

4、農林水産業政策。(1)、米政策の見直し内容と本市農業に与える影響。(2)、人・農地プランの目

的と周知、普及状況。(3)、もみ殻の固形燃料及び育苗マット生産の進捗状況と市の支援体制。(4)、ペレット、まきストーブ及びまきの購入補助金の市民への周知と対応。(5)、銀鮭養殖モデル事業及び離島流通効率化事業(ビッグフィッシャー)の実績と課題。

5、レジ袋ゼロ運動推進委託料の支出は適正か。

6、赤い羽根共同募金の集金方法と使途。

7、入院90日ルールの目的と課題。

8、準市民の特典を持った市民のチェック体制。

以上、1回目の質問といたします。

○議長(祝 優雄君) 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長(甲斐元也君) それでは、近藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

防空識別圏の問題でございます。中国が東シナ海上空に設定をいたしました防空識別圏につきましては、まず1つは実効支配をし、日本固有の領土である尖閣諸島をその圏内に入れていること。もう一つは、公海上の広い空域をあたかも自国の領空のように取り扱っていること。何の断りもなく、何の相談もなくやるということは全くフェアではないというふうに考えておりまして、このことによる不測の事態を招かぬような、そのことを非常に懸念をしているところでございます。このことに対して私自身がああこうだということはなかなかできないわけでございますけれども、政府の段階では力を背景とした中国の現状変更に対して日本の領土、領海、領空を断固として守るという決意のもとに毅然として、かつ冷静に対応していくという、こういうことが言われているわけでございます。したがって、国民、市民の安全、安心を脅かすものであれば中国のこの一方的な措置を容認はできませんし、国に毅然とした対応を求めていく必要があるというふうに考えております。特に佐渡は離島であり、近い島でございますので、そのことを一層重視をしてまいるということでございます。

次に、財政計画の見直しに伴います財政計画の問題あるいは行革の問題、新庁舎に対するビジョンの考え方でございます。いずれにいたしましても、このビジョンにつきましては平成31年というのを見て具体的にどうしていかうかということで、いわゆる6年間、短期決戦のものでございます。平成21年の12月に将来ビジョンというものを財政計画とあわせてやってきたわけでございますが、こういうものを今回人口の推計等も踏まえながら見直したものでございます。この財政計画と連動しながら職員の定員の適正化を見直すということでございますし、これについては人件費の削減を図りながら行政コストのさらなる削減につなげていくという行政改革を着実に進めるものであります。新庁舎の建設については、何度もご答弁を申し上げましたとおり、本庁機能を集約をし、しかも防災対策というものを視野に入れながら、将来の行政規模と現庁舎の耐用年数などを見据えた経済的な新庁舎建設を構想しているところでございます。

次に、税、使用料等の大口滞納、不納欠損等に関する件でございます。市税、特に固定資産税の滞納額が増加している要因でありますけれども、大口滞納者の方々からの現年分の徴収ができていないため、年間3,000万円を超える滞納額が増加しているものであります。税務課におきましては、滞納者に最も重い行政処分となる不動産の差し押さえ処分を実施をいたしているところでありますが、いかに差し押さえを

しても、これを競売にかけて処分するというのが佐渡市ではできないわけでございますので、なかなか税の徴収には結びついていないというのが現状でございます。営業における決算の状況、関係諸帳簿、こういうものを調査をしながら、さらにこれから一生懸命進めてまいりたいと思っておりますけれども、何といても大口滞納者への監視を強化するというところでございますし、これからいろんな点で補助事業等が予測がされるわけでございます。そういうものに対しまして、納税証明書の添付を義務づけることによりまして、納めていただいていないところについては、それをすることができない、そのことによってサービスも受けられないというペナルティーがこれから生ずるわけでございますので、これは佐渡市としての統一した対策、見解として進めてまいりたいと思っております。

もう一点、水道料金の大口滞納者対策につきましては、今後給水停止を徹底して行うということに踏み切りました。分納確約書の提出もやっていかなければならないわけですが、基本的には現年分の納入は納入、そしてそれは義務づけると。それから、過去のいわゆる過年度分については非常に金額が多いところもございます。したがって、確約書をとりながら最大15年でその過年度分は納めていただくということでございまして、それが不可能、つまり15年以内ですけれども、これはなかなか先が見えないわけですが、現年度分ということについては必ず納めていただく、それができない場合は給水を停止をするということで考えているところでございます。このことは実行していきたいと思っております。

それから、不納欠損については差し押さえが可能な財産がなくて、しかも収入が生活保護基準以下というような状況での生活困窮が懸念される人、行方不明あるいは会社の倒産等で徴収が不可能となったような方に対して、調査は当然行うわけですが、所定の手続を経て実施をしているものでありまして、これはしょうがない部分であるだろうというふうに考えております。

それから、農林水産業、特に米政策であります。これについてももう議員十分ご承知のとおりですが、一言で言うならば今国が考えているものがいわゆるスケールメリット、規模の理論で競争をすることが根底になっております。私は、そのことが間違いだとは申し上げません。方向としては正しい方向だと思っておりますが、しかしそのスケールメリットを追求できる、それが発現できる地域というものを考えて、そしてそれが発現できないところの地域は一体どうするのか、そのことが今回の米政策改革の見直しにおいて出されていないことであります。このことが一番大きな問題でありまして、特に佐渡や中山間地等におきましてはそういう意味でスケールメリットの発現ができないわけでありまして、当然規模拡大もできない、あるいは個々の経営体農家についても意欲も出てまいりませんし、そういう点では離農というものが出てくる。離農が出るということは、受け手もなかなか出ないわけでございますので、耕作放棄地が出てくる。すばらしい農地が荒れ放題になる。そのことによって農村集落が崩壊をしていく。農村集落が崩壊するということは、佐渡全体が悪くなってくるということでございます。したがって、これについては何としても抑えていかなければならないわけでありまして、国、県の施策、これが具体的になり次第、佐渡の農業をどう守っていくかという視点で、今もやっておりますが、佐渡版の所得補償等々の佐渡オンリーの施策は組みたいというふうに考えておるところであります。この佐渡オンリーの施策というのは、議員もご承知のとおり、私は4項目をベースとしてやっていくということを申し上げたわけであり

ます。それから、人・農地プランにつきましては農業における人と土地の課題をいわゆる地域の全体の人たち

の話し合いの中から整理をして持続可能な地域農業というものを実現するというのが目的でございます。これは24年の2月から始まった制度でございます。いろんなアンケート調査等をやりながら、中心的経営体とか農地の提供者の情報収集あるいは地域の掘り起こしなどを経て集落プランや広域プランを合わせて現在64のプランとなっております。農地のほぼ全域をカバーしているところでございます。

もみ殻の問題であります。もみ殻は、島内で発生をしているわけですが、もみ殻がなかなか使用できないということで、これをどう資源として有効活用するかということがこれから一番大事なことでございまして、もみ殻の固形燃料というものをこれから進めてまいらなければならないというふうに考えておりまして、市民あるいは島内事業者等対象に普及モニターの募集を開始をいたしましたところであります。現在約180人の方々からモニターの応募があったわけございまして、こういうモニターへ供給をしながら家庭用暖房とか、あるいはハウス燃料等で使用してもらい、その意見を聞かせていただくということでございます。こういうモニターからのご意見を聞きながら今後のもみ殻の固形燃料の普及について取り組みをさらに進めていきたいと思っておりますし、燃やした後の灰とか、そういうようなものについてはケイ酸が多く含まれるということでございますので、さらに農家への利活用というようなことも考えていかなければならないし、あるいは育苗マット、こういうことについても今民間事業者等において製品化に向けた取り組みがあるわけでございますので、そういうものと連携をとりながら、このもみ殻の有効活用ということを図ってまいりたいと思っております。

それから、ペレット、まきストーブでございます。ペレット、まきストーブ及びまきの購入補助金につきましては、市民への周知徹底として11月上旬に各集落へPRチラシを回覧をするとともに、建築業者に対して新築住宅への設置をPRしていただくよう依頼をしたところでございます。ペレットストーブ等の導入支援事業の11月分の申請件数は26件になっておりまして、今後も導入促進を図ってまいりたいと思っております。なお、森林再生と低炭素の島づくりがいわゆる循環する社会の実現に向けまして、木質バイオマスともみ殻のエネルギー利用を積極的に進める、こういうことございまして、これらについては東京農業大学と連携をしながら竹を燃料とした効率的な利用も今検討いたしているところでございます。

銀鮭の養殖でございます。大変我々としては、これを何とか活用してこれから佐渡の水産の活性化というものを狙ったわけでございますけれども、いろいろとご説明を申し上げており、うまくいっていないということでございます。特に爆弾低気圧の問題とか、あるいは水温上昇、こういうことが2カ年続いたという天災的な影響もあるわけですが、さらに生産体制というものの課題もあって予定どおりのものが生産がされていないというのが実態でございます。そういうことからしまして、先般12日の日に協議会の総会におきまして、これからどうするかという中で経営の資金の計画の見直しとか、あるいは事業主体の再構築とか、あるいは水温を含めた環境変化の調査等々を1年間かけてやっていこうと。そして、計画を立て直して進めたいということが確約をされたわけございまして、再開できるように県ともどもこれから努めてまいらなければならないと思っております。

それから、離島流通効率化事業の水産加工の施設整備につきましては、5月に加工場の整備が完了して稼働して、11月まで約25種類の水産物を25トン仕入れまして、16トンの水産加工品を生産をいたしているところでございます。現在県内の大手食品加工会社と取引が決まっております。1日約200キログラムの加工を目途に進めております。しかしながら、これは議員もご案内のとおり、事業主体であるビッグフ

イッシャーの本社が業務の独立採算制を図るということから分社化をしたわけでございまして、そういう情報が入っております。これについては、いわゆる国のお金も使っておるわけでございますので、まずその実態を精査をしながら国と協議をし、これからどういう形で継続をするのか、あるいは継続ができないのか、その場合にどういう対応をとるのかということについて精査をし、指導してまいりたいというふう考えております。

それから、レジ袋ゼロ運動推進委託料の件でございますが、これも論外な話でございまして、委託料は前払いということでございますので、前払いをしました。これは問題はないというふうに思っておりますけれども、この委託契約というのが1年間でありますから、その単年度、単年度で委託料30万円というものが行った場合にそれを事業計画に沿って1年間でやるというのが基本的なものでありまして、そこで余ったから翌年度に繰り越すということは、委託料も補助金の一種でございますから、補助事業上全くこういうのはあってはならないことでありまして、これは本当に申しわけないと思っておりますけれども、こういうことでございます。そういうことからすると、これはもう明らかに適化法上に基つきまして、前払いした委託料の余剰金が生じたという場合、出ておるわけでありまして、市に返納するというのが正しい方法でありますので、その措置をさせていただきたいというふうに思っております。なお、内容につきましては環境対策課長から説明を申し上げます。

それから次に、社会福祉協議会のいわゆる赤い羽根共同募金でございます。この共同募金の運動というのは、佐渡市の社会福祉協議会が事務局となって新潟県共同募金会の佐渡市の支会が運動の実施主体となっておりますものでありまして、佐渡市支会の各分会が各地区の嘱託員を通じて市民の皆様から募金をお願いをしているということでございます。議員がご指摘のように、あくまでも募金でございます。強制するものではございませんので、いろんな事務局の話を聞くと、それは一つの目安として金額をお示しをし、ご協力をいただいているということでご返答をいただいているわけですが、今後私どもとしましては募金が強制的になったら何にも意味がないことでございますので、そういう誤解が生じることのないような適切な対応をやるように、あるいは募金の使途、どういう形で幾ら幾ら使われて、これがどういうふうになったかということについても募金をいただいた方、市民の方々に周知徹底をするというのが当然でございますので、佐渡市支会に伝えてこれからはやらせていくということでございます。

それから、入院90日ルールでございます。医療費にかかわる費用というのは年々増加をいたしているわけでございますが、平成24年度の医療費は約38兆円を超えております。社会保障・税の一体改革の中で今後のあり方についてはいろいろ議論されているところでございますが、こうした動きの中で国では皆保険制度の持続可能な体制整備や、税や国民の負担のあり方が議論されているところでございます。今後さらに医療費の抑制は大きな課題として取り扱われていくことが予想されるわけでございます。その中で病院の機能分担を含めて増大する医療費の抑制政策が実施をされながら、入院の90日ルールは医療費の抑制政策の一環として政策誘導されるものであるというふうに考えております。医療のあり方については、国の議論の中で決定されていく仕組みであります。地方あるいは離島、我々佐渡のような離島僻地等の実態を反映した政策が必要でありますので、いずれにしても今やっているわけでありまして、今後の議論を注視をしながら、それに対応してまいらなければならないと思っております。詳細は、両津病院管理部長に説明をさせます。

最後になりますが、準市民の特典を持った市民のチェックということでございます。準市民の方々には準市民証を交付し、いろいろと佐渡の活性化のためにご助言なり、いろんなご指導をいただいている非常にありがたい制度でございまして、大変な成果を上げているということは、これは事実でございます。しかしながら、今4,883人の方々から登録をいただいているわけでありますが、議員がご指摘のように、そういう中ではあるけれども、これまでに準市民であった方が、大変ありがたい話でございますけれども、佐渡のほうに來られて佐渡市民になった場合は、ご本人の申し出によりまして、13名の方からは登録証を返還をいただいているわけでございます。ただ、これはあくまでも本人の申し出でありまして、その申し入れがない方についてはまだ準市民の登録証を持参しているわけでありまして、その方が準市民の登録証を活用しながら、佐渡に住まれておりながら有利な恩典を受けているというご指摘でございます。そういうことからすると、準市民の制度というのは非常にいい制度で、ありがたい制度であります。そういうことも私どもとして余り考えておらなかったわけでありまして、そういう事態があるということでございますので、今後準市民の方が佐渡へ移住した場合は登録証を返還していただくということの仕組み、これをつくりたい。例えば準市民の登録証を配付をする際に、準市民をやめて佐渡に來た場合はお返しいただきますとかというようなことと、それだけではなかなか忘れてしまうかもわかりませんので、ある程度の佐渡に住んでいただくわけでございますので、特典も与えながらその仕組みをし、これから周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

レジ袋ゼロ運動推進事業、この委託事業につきましてはマイバッグの普及を通じ、レジ袋に代表されます容器包装の使用を抑制していこうというものでございます。平成20年度からレジ袋ゼロ運動推進連絡会に年額30万円で委託契約をしております。事業の内容でございますけれども、市内大型店で無料でマイバッグを配布すること、そしてこれらを通じたマイバッグ持参の推進キャンペーンを行っていただくということ、次に買い物をされる方にマイバッグを持つことについての消費者アンケートをとっていただくという、こういったものを事業の中で計画しておりました。

繰越金が発生しました原因でございますけれども、平成23年度に計画しておりましたキャンペーンで使う消耗品、マイバッグ等、チラシ等でございますけれども、これらの購入数量に変更がありましたので、当初前受けをしていた委託料に残額が生じたものでございます。これを翌年度事業の繰越金として決算してきたところでございますけれども、平成24年度の事業報告の中では収入から支出を差し引きました21万9,893円が繰越金となったものでございます。これは、繰越金として翌年度事業の収入金として計上するのは適当ではなくて、あくまでも佐渡市に返納することが正しい手続でございます。このことから、現在返還についてその手続を進めておるところでございます。

なお、本事業につきましては25年度においても契約をして事業をしておるところでございます。残りの事業の実施につきましては、今月予定しておりますレジ袋ゼロ運動推進連絡会におきまして協議をさせていただきます。不適切な事務処理でありましたこと、おわびさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） 説明をいたします。

入院の90日ルールは、医療費の抑制政策の一環として政策誘導されたものでありまして、病院としては大幅に診療報酬の減額がされるほか、投薬料や、あるいは検査処置料、こういうものも含まれた点数になってしまいます。また、入院基本料の算定の1つに平均在院日数というのがございます。この制約がありまして、私どもの病院では10対1看護基準というものを届け出をしておりますが、平均在院日数で言うと21日以内ということになっています。私どもの上のランクですと、7対1基準というのがあるのですが、これは18日以内という、そういう基準になっています。こういう形で90日以上の方々が多くなってくると、平均在院日数というものがやはり長くなってきて看護基準を落とさざるを得ないという、そういう状況にもなってきます。また、長期の入院患者さんが多くベッドを占めることによって救急の患者さんが入院しにくくなる、あるいは入院を必要とする患者さんが入院制約をされるということも予想されます。したがって、さらにまた私どもが心配しているのは平均在院日数が長くなることによって病院の機能そのものに影響が出てくるのではないかと。例えば今私どもは10対1看護基準をとって急性期の病院というふうになっていますが、これが平均在院日数がどんどん、どんどん長くなることによって一般の病院としての機能が失われてくるということになると、療養型に落としていかざるを得ないというような状況も生まれてくるということでありまして、現在の医療制度の中では現状の対応をお願いをするしかないという実態がございます。したがって、私ども一病院だけで解決できる問題ではございませんので、ご家族にもご理解をいただきながら病院や施設との連携をとりながら現在対応しておるというのが実態でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君の2回目の質問を許します。

○20番（近藤和義君） 再質問します。

市長、いい答弁をありがとうございました。確認をさせていただきます。先ほど壇上で市長は水道料金については現年度分は納めてもらう、過年度分は15年以内で計画的に納入をしてもらう、間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その方針でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 決算審査特別委員会では、市長は2月に一旦水道をとめる。それから、現年度分を即納してもらって、過年度分は15年以内の計画を出してもらう。その後の様子を見てどちらかに違反すれば、今度はまた水道をとめる、それも間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） そこも間違いありませんけれども、それが一旦だめになってまた約束を守ってくれば、また水道は出るということです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） よく英断をしていただいたと私は思っています。ぜひ成果を上げていただきたい。

それから、税金のほうの滞納ですが、今決算審査特別委員会の議事録持ってきていますが、大口の税金の滞納者に対してはまず滞納の、5社になるか10社になるかわかりませんが、耐震診断が近々に必要になってくる。それについては、国が2分の1、県が6分の1、佐渡市が6分の1、事業者が6分の1で耐震診断から始めなければいけない。それは、もちろん申請時に納税証明が必要と思いますが、税金滞納して

いる業者、会社は佐渡市としてペナルティーを与えて補助金を出さない。それから、今答弁でいただいたように、アベノミクスで今後直接観光業を含めて入る経済対策があるだろうから、それも税金滞納があるところへはペナルティーをかける、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ペナルティーを科せるというよりも、納税証明書をつけるわけですから、税金を納めていなければ私どもがペナルティーをかけるのではなくて、補助事業としては成立しないということになります。

それから、もう一つ、個々のA社、B社というものがあつた場合に、そこに対する補助金というものは今のものではすけれども、例えばその全体のグループがあつて、そこがやるというのが一般的に今までのソフトの補助事業がございます。それは、全部とめるというわけにはいかないし、ということで、これはこの前の委員会の中でも答弁を申したとおりであります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） それは、確かに決算審査特別委員会で説明をいただきましたが、今後直接観光業者に経済対策が入る可能性があるから、それに対しては税金滞納があるところは佐渡市でペナルティーを科してその業者には入れない、そういうふうに議事録に書いてありますが、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡市がペナルティーというよりも、要するに税金を納めていないわけですから、税金を納めたという証明がないわけです。それは、補助事業として適さないわけですから、これはもう佐渡市独自の施策ではなくて全体の施策ということで、それをやるということです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） レジ袋に移ります。

ナンバー7です。市長と、それから課長から適正でなかったと、極めて不適切な行為だったという話、答弁がありましたが、レジ袋有料化の目的は何ですか、課長。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

レジ袋の有料化の目的でございますけれども、一義的には容器包装リサイクル法が改正されまして、それに基づきまして、容器包装に代表されますレジ袋の削減に向けた取り組みということで理解しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ちょっと私の持っている目的と違いますが、もう一回説明してください。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

レジ袋有料化への取り組みの考え方でございますけれども、ごみの減量化と二酸化炭素の削減に向けた取り組みということであります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 近藤資料別紙のナンバー1の右側、書いてあります。アンダーライン引いておきま

したが、まさにレジ袋ゼロ運動というのはごみの減量とCO₂の削減、これに間違いはないという答弁でした。

さて、別紙ナンバー1の、市長から詳しい答弁ありまして、改めて指摘をする必要ないと思いますが、第4条で24年4月1日から25年3月31日までの委託期間、まさに単年度委託なのです。それに30万を委託料として払っている。ところが、別紙のナンバー2を見てください。課長の答弁から漏れていましたが、これ21年度です。こちら、左側が計画と予算ですが、30万佐渡市からもらって、30万を使いますよと書いてあります。右側が決算で、30万もらったが、29万5,290円しか使わなかった。翌年度へ4,758円繰越した。これも金額は少ないけれども、違法です。違法というよりも、契約に沿っていないということです。ナンバー3を見てください。平成23年度、だんだん額が大きくなってきます。計画では、30万もらって、30万使う。右側の決算では、30万もらって、12万5,180円しか使っていない。残り17万5,426円は、翌年度へ繰越しています。まさにこの団体の内部留保に使っています。ナンバー4、これが去年です。今度は、17万五千何ぼが去年から繰越されたので、計画では47万五千何ぼを使いますよと計画を出して、右側の決算では25万五千何ぼしか使っていない。まさにこれは、私から言わせれば不法な行為です。市長の答弁になかったのですが、明らかに委託契約に違反しています。壇上で言いましたように、第7条の(2)と(3)にまさに該当する違反です。したがって、これはこの団体との契約は即時解除するのが正しくないですか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

第7条の契約の解除の関係でございませうけれども、この関係につきましては契約自体が計画書が出された段階で佐渡市が認定しておりますので、契約に基づく指示に反したというものとは考えておりません。ただし、実績額が計画に達しておりませんので、本来でいけば佐渡市に返すという手続が正当だったものであります。ということから、あくまでも連絡会につきましては善意の団体で悪意はなかったということですので、この契約解除については考えておりません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 全く間違っている。悪意があるとかないとかの問題は別でしょう。スピード違反して悪意がなくても処罰受けるでしょう。シートベルトうっかり忘れても処罰を受ける。悪意がない。これに該当しないとあなたは言いました。第7条の2、この契約及び契約に基づく指示、つまり第4条です。4月1日から3月31日までに30万、これにまさに違反している。それから、(3)、委託業務の実施方法が不適當。30万代マイバッグを買って配らなければいけないのに、半分しか買わないで金余らせた、まさに2と3に該当するではないですか。でも、これはできる規定だから、あなたは悪意もないし、善意の行為だから解約しなくてもいい、解除する必要がないというの。そんな間違いはだめです。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

契約解除の件でございませうけれども、財務規則の中で契約解除する項目はうたっておりますけれども、その中で契約解除する理由としますと、履行しないとき、もしくは実施に当たりまして、その実施方法、内容が適當でないときということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） どうも何回言ってもわからぬな。実施しないとき、半分しか実施していない。それから、業務が不適當、まさに不適當で、内部留保に繰越で金をためてしまった、これに当たるではないですか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

結果としまして、余剰金を翌年度に繰越してしまったわけでございますけれども、それにつきまして佐渡市が認めて契約を交わしたという経緯もございまして、そのところにつきましては団体におきましては悪意はなかったということで、佐渡市の事務処理の部分に係るものと理解しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 今やっとあなたの言いたいことが理解できました。構成団体に佐渡市が入っていて、事務局佐渡市がやっていて、計画書も決算書も佐渡市の環境対策課の職員がつくっている。それが違反している、間違っている、自分でかぶりたくない、そういうことでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

事務処理につきましては、佐渡市が連絡会に入っておりますので、最終的な決算を組んでおるところでございました。ですので、当然に単年度契約でございますので、返すべきものは返して翌年度新たな契約をするというのが正しかったわけでございますけれども、そのところにつきましてはおわび申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これ市長は県職OBですから、よくわかると思いますが、国県の委託事業ですと、即解除です。私聞いてみました、このケースの場合。佐渡市は、佐渡市の職員が計画から決算まで全部つくっているから、自分たちでそのしわをかぶりたくない、そういうことだけでしょうか。つまりこれを解除すると、佐渡市の責任が問われる。だから、解除したくない、それ一本なのでしょう。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

契約解除の件につきましては、先ほど申しましたように、財務規則でうたわれておるところでございますし、本契約につきましては25年度も契約しておりまして、繰り返しになりますけれども、余剰金、繰越金については今年度早速佐渡市に返納するということを踏まえまして、この後の事業の進め方については関係団体と協議をしていきたいと、新しい取り組みを考えていきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 市長どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 単年度事業だということ、それで30万というものを単年度の中で全部使い切らなければならないというものでもございません。したがって、計画どおりやったけれども、29万で終わったという場合は実績報告の中で1万余ったということで返納の手続をとるのです、これは。それが通常の形で

あります。それを全くとっていなかったということでございます。そこが問題になる。

それと、もう一つはこの推進事業の委託契約書の第7条のこと今お話があるのですが、これはこの甲と乙との関係で、乙がこの契約がもうできませんと、できませんというのは、あなたには資格がないから、こういうことをやったわけだから資格がないので、解除することができるという項目であります、これは。

もう一つ、補助金上の問題が1つあるわけ。補助金上は、適化法の中でどう判断をするかということですよ。これが即イコール補助金の返還にはなるけれども、補助金によって罰則のところがどうなるかということは、まだこれから調べなければならぬ。でも、とりあえずやらなければならぬことは、単年度事業で繰越しているわけだから、その部分を返すという手続をとりなさいということを課に指示をしたと、こういうことです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 補助金適化法と委託料は違うのです。佐渡市がマイバッグ30万円代配することをこの団体に委託したのでしょう。補助金と全く違います。それを半分しか使わない、半分を返還もしないで3年間ためてきたというのは、確実に解除要件でしょう。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 単純に解除要件にはならないと私は思っているのです。つまりこれが全然甲と乙が別個のものであって、ならばまた話は別なのです。でも、これは解除することができるというのですけれども、こういう大きなといいますか、議員から言うと、あれかもわかりませんが、レジ袋ゼロ運動というこれを周知徹底をして、これをどんどん拡大をしていこう。そのためには、市もレジ袋ゼロ運動推進連絡会の人たちと一緒にこれを進めていこうという大きな目標がある。それで一体的にやっているわけです。したがって、ここでは解除するではなくて、解除することができるというふうになっていますので、イコール解除にはならぬはずなのです、これは。そのことだけはご理解をいただきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） だから、私が冒頭に言ったように、できる規定ですから、これほど間違ったことをやっても市長の判断で解除しなくてもいいわけ。でも、通常、常識的にこれは解除しようとは私は思うのです。私は、市長を最初に高く評価したのは、19年度決算で私20年度に決算審査特別委員長やっていた。そのとき、これと同じ金額で二十数万でした、真野の牛の問題。あのときに副市長だった甲斐さんと呼んで、決算審査特別委員会であなたが決算審査特別委員長だったらあなたどうしますと聞いたら、二十数万のことでも私は確実に不認定だと思う。それを持って出て、本会議場であなたに聞いた。必ず不認定だと私は思っているという高野宏一郎市長の前で言えた。私は、あなたがすばらしいと思った。そんなこと言える副市長なんて普通いません。今の副市長なんか言えないと思う。私は、去年のあなたの市長選で本当に、民主党佐渡支部長でしたが、今もそうですが、そうか、まあいい。一生懸命応援したのです。だから、私はあなたの市長与党だと思っているのです。ところが、与党でも間違ったことはつかなければいけない。今東京都知事が、猪瀬さんが借金問題であれほど都議会議員、与党議員から厳しい質問を浴びせられて退任まで言われている。正しいことと間違っているということは、与党、野党関係ないと思う。今回の金を返すことと、それから契約を解除するというのは常識の範疇です。でも、できる規定だから、市長は契約を解消しなくてもいいというのは多分以前の市長と変わってしまって、この団体というのは調べてみたら

消費者協会だ、商工会婦人部だ、いや、佐渡市婦人会が入っていて女性を、婦人層を網羅している。これはやばいと思っているのではないですか。これ反発来ると、次の選挙は全く難しくなるぐらいでかい組織なのです。しかし、間違っていることは間違っていることでしっかりとけじめが必要ではないでしょうか。これは契約解除に値するとあなた思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、男性よりも特に女性のグループが大好きでありますから、それはありますけれども、選挙とか、次どうなるかなんていうことで、こんなことで公私混同するつもりは全くありません。ただし、さっきから申し上げましたように、違法は違法なのです、これははっきり言って。違法なのです。そのことは違法ではないなんていうことは言っていないです。しかし、委託契約というのは解除することができる規定になっていますというのが1点。

もう一点は、レジ袋ゼロ運動というものの重要性に鑑みて、佐渡市とこのレジ袋ゼロ運動の推進連絡会との間で連携をとりながらやっているわけです。これは、一方的にあなただめですよというわけにいかないから、話し合いをしてやっぱりやらなければだめだと思うのです。そこは一緒にやっているわけです。

もう一つ、これが法的にもっと悪いということになれば、私はこれ委託料というのも適化法上ひっかかるのです、ひっかかりますから。

〔「補助金適化法にはひっかからない」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） ひっかかります。等があつてひっかかりますから、その中でやっぱりこれをどう処理するかということになると思っていますので、ぜひその点をご理解を。別にこのレジ袋ゼロ運動の推進連絡会を擁護しているつもりは全くない。悪いことは悪いのです。そのことはまず直させるということをやっているわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー7にちょっと戻ってください。私は以前から、市長もご案内のように、レジ袋の有料化に正面から反対しています。こういうことなのです。平成21年4月1日から有料化を条例つくって佐渡市始めました。20年度と24年度のレジ袋の枚数、ここに正確に書いてあります。528万枚から231万枚引くと、1袋3.5グラムらしいから、掛けると10.4トンなのです。それは、可燃ごみ年間総量の0.005%なのです。トラック1台分。1年間でトラック1台分のごみが少なくなっているという計算でしょうけれども、実際は違うのです。レジ袋を有料化したために、ごみ袋は買わなければいけない。段ボールだって、出しているスーパーありますが、あれ何回も使うともうリサイクルに出せないでごみに出すというふうなことで、この下に書いておきました。武田先生という人は、こっちの方面の専門家ですけども、レジ袋の減少はごみやCO₂削減とは関係ないと。反対にレジ袋を削減すると石油消費量をふやしてしまう。私は、これを正しいと思っています。これに対して環境省のリサイクル推進室は何を言ったかというと、レジ袋削減は原油の使用量削減という視点から取り組んでいるわけではないと正式に言っています。つまりCO₂はふやすけれども、原油のほうではなくて、ごみのほうでこの運動をやっている。その発言の流れの中で、マイ箸やっても失敗した。それから、ペットボトルやっても失敗した。今度はこれでいこう、単純に思いつきでやっているのです。これも多分失敗します。1年間にトラック1台分、それを今まで商店はお客さんが買っていたいたもうけの中からサービスで出していたわけ。それを今度1円か

2 円の原価で買って 5 円で売って、またもうけを出しているのです。多少寄附、トキなんかしています。それは、もうけのうちの 5 分の 1 ぐらいの寄附はしていると思うけれども、こんなことが許されていいはずがない。ごみは減らない、商店街は余計もうかる、そんなこといいと思うの。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

今ほどご紹介ありました武田先生の件でございますけれども、環境問題にはいろいろ発言される先生方がいらっしゃるということは承知しておりますので、いろいろな考えがあるので、これも一つの考えと思います。

あと、環境省のリサイクル推進室からの回答が紹介されましたけれども、話の前後がわかりませんけれども、その考えも理解できますし、このレジ袋削減運動、マイバッグ運動につきましては容器包装リサイクル法が改正されまして、レジ袋に代表されます容器包装、これら全般を少なくしてごみの減量化に向かっていこうというものと理解しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20 番（近藤和義君） きょう私書類とか写真を入れてきたこれマイバッグで、女房が時々使っています。重さをはかったら 600 グラム。普通のレジ袋 170 枚分なのです、このマイバッグというのは。それで、いいですか、武田先生のコメントですが、レジ袋というのはエチレンなどのいわば石油の廃品を有効利用しているの、環境には特によい。ところが、このビニールは B T X 成分、石油の中で貴重な成分でできていて、使う石油の量はレジ袋の比ではない。環境に悪い。これも 1 年使えないです。170 倍の石油を使っているこの製品は、毎年 1 回か 2 回かえなければいけない。170 倍ということは、365 日の 1 日置きに買い物をしてレジ袋もらう量です。それよりも悪いことをやっている。どう思う。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

レジ袋の件で油がどういうものを使われているかということにつきましては、私は承知しておりません。

もう一点、マイバッグについてでございますけれども、いろいろな種類のマイバッグが売られたり、配布されたりしておることは承知しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20 番（近藤和義君） 米政策行きます。

市長、同僚議員の答弁でも何回もスケールメリット言っていました。市長は、海外に対抗するスケールメリットに反対です。私ちょっと向こうにいたことあるので、写真持ってきたので、ごらんいただきたいと思いますが、これニュージーランドにいたときの私がいた農場です。500 エーカーだったのですが、隣のうちがこの辺にあるわけです。プールもテニスコートもついている大変立派なうちでしたが、ここで私 1 年余り研修したのですが、40 アールに 1 頭、500 頭飼っていましたがけれども、これ濃厚飼料一切なしです。草地農業といいまして、ニュージーランドは全部牧草だけで、金かけて買うのは土地代と鉾塩といって塩だけ。丸もうけです、土地は安いし。ジャージーが主だったのですが、半分は酪農やっぴまして、搾乳していました。250 頭を朝犬で集めて、こういう形で搾乳するのです。

ちょっとこれ余談になって済みません。私のボスはメックサンソンといいまして、これソーイングの世

界チャンピオン、世界レコード持っている。これも全く余談です。5人娘で、私娘婿にならぬかと誘われました。

さて、これはアメリカにいたときの航空写真です。これ1枚平均100町歩なのです。この農場では30枚所有していましたから3,000ヘクタール、1軒です。3,000ヘクタールというと国仲平野半分ぐらい、1軒で。私カズと呼ばれていて、カズちょっと圃場を一周しよう、3時間かかる。そのぐらい広い農場であります。3,000ヘクタールというのは、アメリカの平均は今200ヘクタールなので、15倍ぐらい。日本で言うと、1ヘクタール水田面積が平均だとすると15町歩ぐらい。そんなに大きいことはない、平均より大きいけれども。15町歩ぐらいって私の耕作面積ぐらいですが、3,000町歩がそんなに大きくない農業なのです。ここに線入っています。何だかわかります。これは、ブルの後ろにこれを引かせて等高線、広過ぎるものだから、1枚100町歩ある。等高線上に仮のあぜを毎年つくる、それがこの筋なのです。筋をつけた後にチェーンハロー、これを引かせて溝をつけるのです。それで飛行機で種まいて、それからロッキーマウンテン脈から買っている運河の水を入ると、全部筋の中へ種が落ちて筋まきになる。これが運河、これ私ですが、かけ流しです。ずっとつくるわけです。基本的に砂漠地帯ですから、収穫の1カ月前に水を切ると、どんな大型の機械も入ります。稲作にはトラクター使いません。D7とD8のブル14台持っていました。全部ブルでやっていました。普通型コンバイン、これは20台持っていました。これが乾燥したもみ入れるサイロ、カントリーよりでかい面積かもわかりません。そんなことであって、今の自民党は、公明党も含むかわかりませんが、ちょっとばかり面積をふやして土地を集めて海外に対抗しようなんて、とんでもない話だと私は思っています。大東亜戦争で原爆に竹やりで対抗するようなものだとは私は思っていますから、市長の意見に全く賛成。こんなことやって海外に対抗するスケールメリットなんかありません。

ナンバー5を見てください。農林水産省のデータですが、関税撤廃した場合、米価がこんなになりますよと。これ23年度の資料ですから、1万6,000円が1万990円になりますよと書いてありますが、実際はこれ以上佐渡米安くなります、もう1,800円下がっているわけですから。恐らく全国平均7,600円になると書いてありますけれども、8,000円か9,000円になるのではないですか。そうすると、もうやっていけない。その下の自給率と農業補助書いておきましたが、見てください。今30%なのです、農業所得に占める補助率が。これ所得補償やめると15.6になる。全く逆行している。欧米並みの恒久的な所得補償があって初めてTPPに参加できる、私はそういうふう思うのです。耕作面積一つ見たってTPPに入っている国、例えばオーストラリアは平均2,000町歩なのです。そんなものに10町歩、20町歩やっていて対抗できるはずが最初からないのを何で政府や国がわからないかなと大変不審に思う。2倍、3倍に所得補償を、向こうではデカップリングという名前ですけど、ふやさなければいけないのに半分に減らしてどうするかというふうに私は思っています。理解できない。市長、理解できるか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） スケールメリットということを考えた場合に、私はもしそういう質問する機会があったら質問したいのだけれども、どこと競争するつもりですかということを聞きたいのです、はっきり言って。議員は、それどこですか、あれですけども、私はブラジルへ1カ月行ってきたのです。8,000町歩です。8,000町歩を1人で佐渡全部をやっているのです。そんなところと勝てっこないのです。ですから、私はどこと競争するつもりなのですかということを聞きたいのです。だから、そういう意味からして、

規模拡大が悪いと私言っているのではないのです。規模拡大というのは必要だと思っていますが、そのことによって競争というのは不可能だろうと。ましてや離島である佐渡とか中山間地には、そういうことはもう通用しません。したがって、片っ方でそれやるのなら結構ですけども、中山間地とか離島対策というものをもっともっと明快に打ち出してもらいたいということでございます。この部分については、議員と全く同意見でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） では、米政策を二、三聞きます。

課長に聞く。いいですか。1万5,000円の直接支払いを7,500円にしました。私のナンバー5を見てください。7,500円にして国は、農林水産省は3,000円と2,400円をその半額にした金でやりますよと言っています。ところが、この3,000円というの手元に入るかどうかまだ決めていない、農家の。2,400円は、今までと同じ農地・水です。集落、団体は入るけれども、農家の所得には一切ならない。この3,000円わかりますか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明します。

新しい日本型直接支払の3,000円につきましては地目払いでございまして、田んぼを保全する者に対して3,000円が出るというふうに言っております。ただ、議員ご指摘のとおり、今使い方については明確に出ておりません。今の中では、集落協定が要るということになっております。ただ、集落協定が要る場合でも中山間交付金と同じく、個人の収入になるケースもございますので、そこについては今後の国の情報を見ながら適正に市民の方に、農家の方に周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 仮に中山間地と同じように農家の所得の中へ3,000円が入るとしても、7,500円を切って3,000円くれたってしょうがないと思う。だって、半分以下になるわけだ。だから、今農林水産省なり、自民党の言っていることは、佐渡弁で言うと、でえうそです。そのかわりにくれるから所得が多くなるなんていうのは絶対うそ。

それと、その下の所得安定対策見てください。これは、法改正によって2015年産から認定農業者と集落営農と認定就農者に対して実施する。この3者以外は補助金が出ないということ書いてあります。この3者は、今佐渡の中では農家の1割まで届くか届かぬかです。その人しかこの恩恵にあずかれない。確かに品目横断のときの4町歩を外しましたが、まずそれと同じぐらい狭い範囲でしか交付がされる予定がない。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

それについては、私どものほうでまだ明確にどの程度はカバーできるかというのは読み切れておりません。それにつきましては、品目横断という以前の対策につきましては確かに4ヘクタールという数字要件はございましたが、面積的に小さなところは2.6ヘクタールまで緩和できるという要件もございましたし、そういう市町村特認的な要件が出た上でどの程度のカバー率になるか判断したいと考えておりますが、昨年までの経営安定対策、発動はしておりませんが、収入の影響の減少緩和対策、これにつきまして発動は

しておりませんが、面積的には47％程度のカバー率ということになっております。ただし、27年から制度が変わりますので、このカバー率がどう変わっていくのか今後の状況をしっかり注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 新潟県内選出の国会議員で、鷺尾議員しか農林水産委員やっていません。彼に聞いたら、彼の力は相応大きかったのですが、離島特認が不透明と言っていますが、何か情報持っていますか。つまり1反歩8,000円全て佐渡中の田んぼにくれていたのが不透明に、今まだ決めていないらしいのだけれども、情報ありますか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

現在中山間交付金は、今後現状のまま推移するという情報でしか入っておりません。特認部分について今どういうふうな方向とか、そういう部分についてもまだ正式といいますか、議論している内容もまだいろいろ調べておりますが、確認できている状況ではございません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 先ほど課長の答弁にありました4ヘクタールが特認で2.6ヘクタール以上という面積要件はなくなったと言いましたが、実は人・農地プランはこれで縛っている。わかりますか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） どの部分を縛っているのかがちょっとあれなのですが、人・農地プランにつきましては我々集落でやるか地域全体でやるかということで64の協定で進めているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 人・農地プランよく勉強してみてください。人・農地プランは、該当者が4ヘクタール以上、北海道は20ヘクタール以上、特認で2.6ヘクタール以上になっているでしょう。片方で縛りながら、片方では面積要件なし、それで認定農業者しか金を交付しないと言っているのです。もう一回答弁。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

人・農地プラン、今後地域の中で計画として位置づけられて、その上で面積の集積があるというふうに考えておりまして、その集積のある中でその数値を計画的につくっていくというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 時間なくなりましたが、おとといの新潟日報、盛んに今の政府は飼料米にたくさん金を出すから、今までより所得が多くなるみたいになうそ八百書いてありますが、ところが全然違うのです。先ほど来言ってきたことプラスこの飼料米は、新潟県ではコシヒカリより所得が、手取りが少なくなるから、切りかえる人が誰もいないだろうと書いてある。新潟県だけは多収性の品種が普及遅れていて多収品種がない。だから、乗りかえる人はほとんどいないだろうと。市長どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） そのとおりです。私もその新聞読ませていただきましたけれども、全くそのとおり

でありまして、それにもう一つつけ加えるならば、畜産農家のことを考えていないだろうということであります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 4分30秒、あと1つしかできないです。ナンバー1 見てください。中国の防空識別圏、これ右側の上の第1列島線、第2列島線、これ22年12月の読売新聞ですが、実はこれ以上のことをやっているのは、中国の動きは市長もご案内と思いますが、中国はアメリカと、アメリカの誰かという、キーピング、軍の司令長官にハワイを境にして統治を右と左に分けましょうと正式に申し入れているの市長ご存じですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） そこまで把握しておりません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 一色さんと長い話私しましたが、彼は衝突のビデオを流して海上保安官首になりました。彼の言い分は、あれは漁船だったけれども、ぶつかり方がプロだったと。絶対にあれは軍関係者しかできないぶつかり方だと言っていました。したがって、漁船のふりしてたくさんもう領海を越えてきているので、日本、尖閣がとられる、一回軍が上がってしまえば竹島と同じでもうとられてしまっ日本は手出しできなくなりますよと何回も私に進言していました。ここの右の日本地図、これが3年前から中国の海軍が今まで絶対に太平洋へ出れなかったのが、ばんばん出ています。年間に30隻か40隻ぐらいこのルートで出て、沖ノ鳥島で軍事演習やっているのです。これは、新聞に何回も載っています。中国は、ここ中国から見た逆の地図を載せておきましたが、とにかく沖縄、尖閣が太平洋へ出るのに邪魔なわけです。中曽根元総理が日本列島は不沈空母だと言ったけれども、もう不沈空母は完全に破られている。だから、中国の脅威に対して日本の国民も本当に警戒をしなければならぬと私は思っているけれども、市長どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 警戒する前に、まず日本政府のほうにやっぱりこれは経済力の問題があったり、日本がだんだん弱くなったということです。だから、こんなふうになるので、もうちょっと強く頑張ってもらいたいということは言いたいし、いろんな事態が近隣諸国で起きているようでございますので、そういう点では佐渡の市民の安全、安心を守るというのは私の仕事でございますので、そういう意味ではこれから十分注意をしていきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー6、これ私このペレット、まきストーブの購入補助事業、大賛成なのです。時宜を得ている事業だと思うのですが、農林水産課長余り触れないでほしいと電話で言っていましたけれども、これ募集を始めて回覧回したのが11月8日、恐らく10日か2週間でもう農林水産課は断ったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

回覧の状況についてです。この事業は、21年に実験的に始めまして、22年から継続して行っております。

非常に人気が高うございまして、まきにかえていくという形で、当初ペレットの予定でございましたが、やはり今非常にまきストーブが多くてまきにかえていくということで、私どもにとっても灯油を減少させて広葉樹林の整備をしていくということで非常に重要な事業としてPRしております。その中で現実的にはこのチラシが出る前からもう既に応募をとっておる状態でございますが、冬の前に必ずチラシを出して、その上できちっと建築業者等にもそれぞれ電話等でございますが、文書等でもございますが、お願いを申し上げて新築住宅にはぜひこういうものを誘導してほしいという形でお願いしておる状況でございます。ただ、この11月、数年もうやっておる事業でございますが、初めての市民もいらっしゃいますので、今後またしっかり早くやらなければいけないというふうに考えておりますし、今議員がおっしゃった予算の関係なのですが、予算が少ないよということを販売業者に話を申し上げたところ、ちょっと行き違いがありまして、購入希望の方に予算がないということが伝わったというふうに担当からは聞いております。そうということでございますので、まだ補助として枠ございますので、冬これからまだ始まったばかりですので、今後の事業等についても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） お願いします。もう文句言われて、私が。回覧板回ってきた次の日か次の日に行ったら、もう締め切りが終わったとか言われたと。3月補正でどうだと言われた市民がいて、3月になってからストーブ買う人いないと。だから、よく対応してください。それに、大体400万だったのを300万まで予算を落として対応するなんていうことは間違っています。これは、これから伸びる事業ですから、それなりに対応が必要だと思います。

90日ルールなのですが、私はこれ国の政策なので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○20番（近藤和義君） ありがとう。どうこうできないと思いますが、ただたんを取るのなんか、うちへ連れて帰ってもできない。免許を持っている看護師か医師しかできないのでしょうか。それを在宅へ回したいという国の誘導政策は、できない人が多い。だって、二百何十人も佐渡でも私のおやじと同じような状況で入院しているわけですから、佐渡市で何とかしろと言いたいけれども、問題提起だけはしておきます。市長どう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このことについて私も全く、全くということはないけれども、勉強しているのですけれども、また病院のほうと協議をしながら適切に対応するように頑張っていきます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 終わります。きょうは、決算は認定になるかどうかわかりませんが、いい答弁をありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、25日午後2時から定例会最終日の議事を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 5時09分 散会